

令和 7 年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第 53 号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」…………… 1
- 2 議案第 56 号 「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案」…………… 3
- 3 議案第 73 号 「損害賠償の額の決定及び和解について」…………… 4
- 4 議案第 95 号 「工事請負契約について（盲学校・聾学校建築工事）」…………… 5
- 5 議案第 96 号 「工事請負契約について（盲学校・聾学校電気設備工事）」…… 5
- 6 議案第 97 号 「工事請負契約について（盲学校・聾学校機械設備工事）」…… 5

II 請願説明

請願第 36 号 フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大について

III 所管事項説明

- 1 県立高等学校の活性化について…………… 14
- 2 県立高等学校生徒募集定員の策定について…………… 24
- 3 全県立学校を対象とした擁壁等の調査結果について…………… 30
- 4 教員不足への対応について…………… 32
- 5 わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の
結果および今後の対応について…………… 37
- 6 「次世代育成支援対策推進法に基づく三重県教育委員会特定事業主行動
計画」および「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」最終
案について…………… 43
- 7 県立みえ四葉ヶ咲中学校について…………… 46
- 8 特別支援学校の整備について…………… 48
- 9 「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計
画－最終案について…………… 50
- 10 食料自給総合対策調査特別委員会の提言への対応について…………… 52
- 11 令和 6 年度包括外部監査結果に対する対応方針について…………… 54
- 12 審議会等の審議状況について…………… 67

- 別冊 1 第五期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案)
- 別冊 2 第2期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画(案)
- 別冊 3 本よもうねっとプラン(仮称)
ー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー最終案
- 別冊 4 「本よもうねっとプラン(仮称)」最終案新旧対照表(案)

令和7年3月10日
教 育 委 員 会

I 議案補充説明

議案第 53 号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

令和 7 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 令和 7 年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和 6 年度に比べ、児童生徒数約 3,727 人の減、学級数 7 学級の減となる見込みです。

① 児童生徒数 (人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
小学校	83,295	81,057	△2,238
中学校	44,220	43,303	△917
中学校（県立）		30	30
高等学校（収容定員）	35,040	34,400	△640
特別支援学校	1,902	1,940	38
計	164,457	160,730	△3,727

② 学級数 (学級)

		令和 6 年度	令和 7 年度	増減
小学校	普通学級	3,176	3,151	△25
	特別支援学級	950	983	33
中学校	普通学級	1,276	1,255	△21
	特別支援学級	405	415	10
（県立）中学校			4	4
高等学校		875	859	△16
特別支援学校		492	500	8
計		7,174	7,167	△7

3 教職員定数（条例定数）の内訳

教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。

法定数については、令和6年度に比べ、小学校では特別支援学級は増加したものの、全体的には児童数の減少による普通学級数減により16人の減、中学校では特別支援学級が増加したことに加え、国加配において中学校における生徒指導担当教師の配置拡充により6人の増となりました。高等学校では生徒数の減少により、41人の減、特別支援学校では生徒数の増加により23人の増となりました。令和7年度から「みえ四葉ヶ咲中学校」の開校にともない、法定数が13人の増となります。県全体では15人の減となります。

また、県単定数については、令和6年度に比べ、小中学校においては、外部人材の増加にともない2人の減となります。県立学校においては、高等学校では1人増、特別支援学校は2人の減となります。令和7年度から「みえ四葉ヶ咲中学校」の開校にともない、県単定数が3人の増となります。県全体では昨年度と同数となります。

以上のことから、令和7年度の本県の教職員の定数は、令和6年度に比べ、15人の減で、合計14,847人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	令和7年度			令和6年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小 学 校	6,648	50	6,698	6,664	53	6,717	△16	△3	△19
中 学 校	3,644	63	3,707	3,638	62	3,700	6	1	7
中学校（県立）	13	3	16				13	3	16
高等学校	2,988	123	3,111	3,029	122	3,151	△41	1	△40
特別支援学校	1,278	37	1,315	1,255	39	1,294	23	△2	21
合 計	14,571	276	14,847	14,586	276	14,862	△15	±0	△15

4 施行期日

令和7年4月1日

I 議案補充説明

議案第 56 号

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案」

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定、介護を行う職員に対する意向確認等の規定及び勤務環境の整備に関する措置の規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定の整備

育児中の職員からの請求に基づき時間外勤務を免除することができる子の年齢要件を、三歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるものです。

(2) 介護を行う職員に対する意向確認等の規定の整備

家族の介護に直面した旨を申し出た職員に対する介護両立支援制度等の周知・意向確認の実施や、四十歳に達する職員に対する介護両立支援制度等の周知について規定するものです。

(3) 勤務環境の整備に関する措置の規定の整備

仕事と介護の両立支援制度等について、職員に対する研修や相談体制の整備等の措置を講じる旨を規定するものです。

(4) その他

その他規定を整理します。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行

I 議案補充説明

議案第 73 号 「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

県立みえ夢学園高等学校において、高等学校等就学支援金の支給限度期間の算定を誤り、国が定める支給限度期間を超えて高等学校等就学支援金を支給していたことがわかりました。相手方生徒は支給対象外である 11 か月分の高等学校等就学支援金を国に返還する必要があるが生じます、この期間は本来学び直し支援金が受給可能であり、高等学校が移行手続きの周知を行わなかったことで、相手方生徒は学び直し支援金の受給機会を逸したと判断されることから、損害を賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

住 所	津市
氏 名	個人
損害賠償額	42,174 円

3 過失割合

10（県）：0（相手方）

I 議案補充説明

議案第 95 号

工事請負契約について（盲学校・聾学校建築工事）

議案第 96 号

工事請負契約について（盲学校・聾学校電気設備工事）

議案第 97 号

工事請負契約について（盲学校・聾学校機械設備工事）

1 経緯

盲学校および聾学校は、校舎の老朽化が進んでいることや、聾学校は津波浸水区域内に立地しており安全対策が必要なことから、津市城山の県立施設跡地へ校舎を新築移転します。

2 契約の概要

【盲学校・聾学校建築工事】

（1）請負者

清水・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体

（2）契約金額

6,215,000,000 円（消費税等含む）

（3）契約工期

議決日から令和 8 年 12 月 28 日

（4）施工場所

津市城山一丁目 498-2 ほか

【盲学校・聾学校電気設備工事】

（1）請負者

トーエネック・長谷電工特定建設工事共同企業体

（2）契約金額

753,940,000 円（消費税等含む）

（3）契約工期

議決日から令和 8 年 12 月 28 日

（4）施工場所

津市城山一丁目 498-2 ほか

【盲学校・聾学校機械設備工事】

(1) 請負者

ノムラ・羽田野・杉山特定建設工事共同企業体

(2) 契約金額

739,805,000 円（消費税等含む）

(3) 契約工期

議決日から令和8年12月28日

(4) 施工場所

津市城山一丁目498-2 ほか

3 施設概要

敷地①（校舎棟・屋内運動場棟）

木造一部RC造、S造 地上2階建

延べ面積 10,650.67 m²

敷地②（付属棟）

木造 平屋建

延べ面積 101.92 m²

4 今後の予定

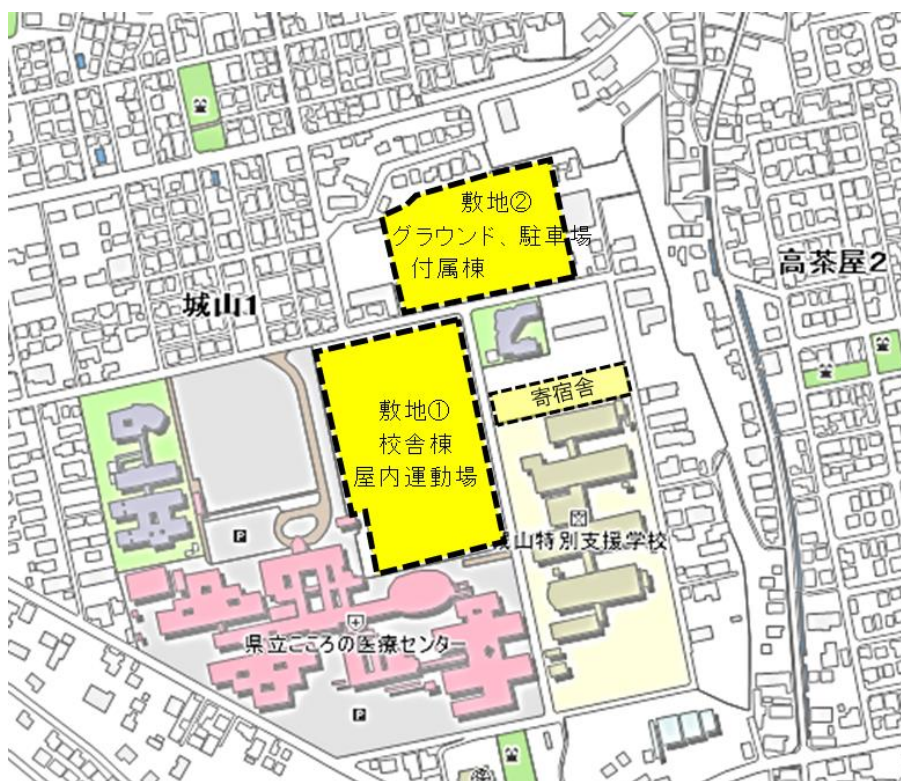
令和7年 4月 着工

令和8年 12月 工事完成

令和9年1～3月 備品搬入等

4月 供用開始

(建築予定地 付近見取図)



(完成イメージ図)



議案番号 第95号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名		盲学校・聾学校建築工事		
施工場所		津市城山一丁目 498-2 ほか		
契約金額		6,215,000,000 円(消費税等含む)		
請 負 者		津市羽所町375 清水・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体		
住所氏名		代表者 清水建設株式会社三重営業所 所長 大塚 克史		
契約工期		議決日から令和 8 年 12 月 28 日まで		
<u>工事の概要</u> 建築工事 聾学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,892.59 m ² (新築) 産業工芸棟 RC造 2 階建 延べ面積 538.80 m ² (新築) 食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 731.39 m ² (新築) 盲学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,356.48 m ² (新築) 屋内運動場棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 729.82 m ² (新築) 乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 564.01 m ² (新築) 管理棟 木造一部RC造、S造 2 階建 延べ面積 2,622.77 m ² (新築) 付属棟 木造 平屋建 延べ面積 101.92 m ² (新築) ほか 上記に係る建築工事一式				
契 約 方 法		一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和 7 年 1 月 28 日	評価値 0.22758 (最高値 0.22758 最低値 0.22655)	
	業 者 数	2	価 格	最低 6,215,000,000 円(消費税等含む) 5,650,000,000 円(消費税等抜き)
				最高 6,215,000,000 円(消費税等含む) 5,650,000,000 円(消費税等抜き)
	回 数	1	予 定 価 格	6,215,293,700 円(消費税等含む) 5,650,267,000 円(消費税等抜き)

入札結果調書 （総合評価 除算方式）

入札年月日 令和7年1月28日

工 事 番 号 202417016050605258

工 事 名 盲学校・聾学校建築工事

施 工 場 所 津市城山一丁目498-2ほか

入札者		第 1 回			備 考
		入札額	標準点＋加算点	評価値	
1	清水・日本土建・アイケーディ 特定建設工事共同企業体	5,650,000,000	128.58	0.22758	落札決定
2	大林・大宗・岩田特定建設工事 共同企業体	5,650,000,000	128.00	0.22655	
上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としている ため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた合計 点を入札金額（千万円単位）で除した値（小数点第6位切り捨て）です。					

議案番号 第96号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名		盲学校・聾学校電気設備工事		
施工場所		津市城山一丁目 498-2 ほか		
契約金額		753,940,000 円(消費税等含む)		
請 負 者		津市桜橋二丁目177番1号 トーエネック・長谷電気特定建設工事共同企業体		
住所氏名		代表者 株式会社トーエネック三重支店 執行役員三重支店長 松山 孝臣		
契約工期		議決日から令和 8 年 12 月 28 日まで		
<u>工事の概要</u> 電気設備工事 聾学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,892.59 ㎡(新築) 産業工芸棟 RC造 2 階建 延べ面積 538.80 ㎡(新築) 食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 731.39 ㎡(新築) 盲学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,356.48 ㎡(新築) 屋内運動場棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 729.82 ㎡(新築) 乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 564.01 ㎡(新築) 管理棟 木造一部RC造、S造 2 階建 延べ面積 2,622.77 ㎡(新築) 付属棟 木造 平屋建 延べ面積 101.92 ㎡(新築) ほか 上記に係る電気設備工事一式				
契 約 方 法		一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和 6 年 12 月 10 日	評価値 1.68096	
	業 者 数	1	価 格	最低 ー 円(消費税等含む) ー 円(消費税等抜き)
				最高 ー 円(消費税等含む) ー 円(消費税等抜き)
	回 数	1	予 定 価 格	754,036,800 円(消費税等含む) 685,488,000 円(消費税等抜き)

入札結果調書 （総合評価 除算方式）

入札年月日 令和6年12月10日

工 事 番 号 202417016050604204

工 事 名 盲学校・聾学校電気設備工事

施 工 場 所 津市城山一丁目498-2ほか

入札者		第 1 回			備 考
		入札額	標準点＋加算点	評価値	
1	トーエネック・長谷電工特定建設工事共同企業体	685,400,000	115.21	1.68096	落札決定

上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。
 当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としているため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた合計点を入札金額（千万円単位）で除した値（小数点第6位切り捨て）です。

議案番号 第97号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名		盲学校・聾学校機械設備工事		
施工場所		津市城山一丁目 498-2 ほか		
契約金額		739,805,000 円(消費税等含む)		
請 負 者		伊勢市辻久留1丁目11番5号 ノムラ・羽田野・杉山特定建設工事共同企業体		
住所氏名		代表者 株式会社ノムラ 代表取締役 野村 信幸		
契約工期		議決日から令和 8 年 12 月 28 日まで		
<u>工事の概要</u> 機械設備工事 聾学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,892.59 ㎡(新築) 産業工芸棟 RC造 2 階建 延べ面積 538.80 ㎡(新築) 食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 731.39 ㎡(新築) 盲学校棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 2,356.48 ㎡(新築) 屋内運動場棟 木造一部RC造 2 階建 延べ面積 729.82 ㎡(新築) 乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積 564.01 ㎡(新築) 管理棟 木造一部RC造、S造 2 階建 延べ面積 2,622.77 ㎡(新築) 付属棟 木造 平屋建 延べ面積 101.92 ㎡(新築) ほか 上記に係る機械設備工事一式				
契 約 方 法		一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和 6 年 12 月 10 日	評価値 1.62985	
	業 者 数	1	価 格	最低 ー 円(消費税等含む) ー 円(消費税等抜き)
				最高 ー 円(消費税等含む) ー 円(消費税等抜き)
	回 数	1	予 定 価 格	739,808,300 円(消費税等含む) 672,553,000 円(消費税等抜き)

入札結果調書 （総合評価 除算方式）

入札年月日 令和6年12月10日

工 事 番 号 202417016050604221

工 事 名 盲学校・聾学校機械設備工事

施 工 場 所 津市城山一丁目498-2ほか

入札者		第 1 回			備 考
		入札額	標準点＋加算点	評価値	
1	ノムラ・羽田野・杉山特定建設 工事共同企業体	672,550,000	109.62	1.62985	落札決定

上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。
 当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としている
 ため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた合計
 点を入札金額（千万円単位）で除した値（小数点第6位切り捨て）です。

1 県立高等学校の活性化について

1 各地域の活性化協議会の開催状況について

「県立高等学校活性化計画」(令和4年3月策定、計画期間は令和4年度～8年度)(以下「計画」という。)に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業者数の減少の状況をふまえ、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

各地域の活性化協議会の開催状況は以下のとおりです。

【資料1】県立高等学校(全日制)の学校規模の状況

【資料2】各地域の中学校卒業者数と県立高等学校入学定員(全日制)の推移

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和6年度の協議(3回開催[①7月29日、②12月9日、③2月18日])

令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、当地域において15年先に実現したい学びや育みたい力、今後の検討の方向性などについて協議を進めました。

イ 主な意見(第3回)

- 大学進学に対応する一定規模の普通科高校は必要だが、過去の生徒急増期に普通科の定員を大きく増やしたことから考えると、今後は多様な学びの選択肢を維持しつつ、普通科を中心に定員を減らしながら学びを集約していく方向になるのではないかな。
- 隣接地域への流出を食い止めるためにも、工業をはじめとする専門性の高い学びの充実は当地域の願いであり、学科の設置だけでなく、普通科におけるコースの設置や他校との連携など、さまざまな方策を検討しながら実現につなげてほしい。

ウ 今後の予定

令和10年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和6年度の協議(2回開催[①10月1日、②2月21日])

これからの当地域高等学校の学びと配置を考える上で大切にしたいことや、今後議論を深めていくために必要な視点などについて協議を進めました。

イ 主な意見(第2回)

- 当地域に多く設置されている普通科高校の特色化・魅力化を図るため、学際領域学科や地域社会学科など普通教育を主とする学科や総合学科への改編も検討してはどうか。また、地域と連携した学びを推進していくために、当協議会において地域の方の意見を聞くことも必要ではないかな。

- 今後の当地域の高校の学びと配置のあり方を考える際には、隣接する鈴鹿亀山、伊賀、松阪地域の協議会の検討状況も考慮する必要がある。また、15年先の中学校卒業者数を考えると、特に専門学科のあり方等については、県全体で検討していく必要があるのではないか。

ウ 今後の予定

令和7年度に中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、普通科の特色化・魅力化を中心として、当地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。

(3) 伊賀地域

ア 令和6年度の協議（3回開催[①8月8日、②11月25日、③2月17日]）

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」や令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえ、今後想定される段階的な学級減への対応について検討を進めました。

イ 主な意見（第3回）

- 15年先には、当地域の高校は伊賀市に1校、名張市に1校となることが想定される。時代によって必要とされる学びや機能などのソフト面は変化するが、校舎の新築や建替えなどハード面は10年先を見据えた計画が必要となることから、どの場所に集約するのかを早期に打ち出す必要がある。
- 中学校卒業者数の減少により、学校数が減ることは致し方ないが、多様な学びの選択肢の維持と多様な子どもたちへの対応を同時に追求していく必要がある。

ウ 今後の予定

令和6年度に整理した「令和7年度まとめに向けた方向性」に基づき、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和6年度の協議（3回開催[①7月22日、②11月26日、③1月29日]）

令和6年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、令和11年度までに想定される学級減への対応の方向性について協議を進め、当協議会を設置した令和4年度から6年度までの協議のまとめを策定しました。

イ 主な意見（第3回）

- 学校規模について議論する際には、特別な支援を必要とする生徒や不登校傾向にある生徒など、多様な背景を持つ生徒に寄り添い、一人ひとりを大切にするという視点をまとめに加筆する必要があるのではないか。
- 15年先を見据えた方向性を取りまとめるためには、校舎の老朽化も念頭に置く必要がある。次回の協議会では、県立高校の校舎の状況や建替えに関する資料を提供してもらいたい。

**「令和4～6年度の松阪地域高等学校活性化推進協議会における協議の小まとめ
～今後の学びと配置のあり方について～」の要点 ※年度末までに策定予定**

- ・今後の当地域における高等学校の学びと配置のあり方については、これまでに協議してきた「基本的な考え方」や「再編を検討するうえで大切にしたいこと」をふまえる。
- ・令和8年度に見込まれる1学級減への対応については、中学生の進路選択に大きな影響を及ぼすことがないように、学校の統合ではなく学級減で対応することが望ましい。
- ・令和10年度から11年度にかけて見込まれる4学級程度の大幅な学級減への対応については、学校の再編も含めて協議を進め、令和8年度までに段階的に協議会としての方向性を取りまとめる。

ウ 今後の予定

令和11年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和8年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和6年度の協議（3回開催[①7月30日、②10月22日、③2月7日]

当協議会の「令和5年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」をふまえ、令和13～15年度頃までに想定される断続的な学級減への対応について、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の2つの視点から協議を進めました。

イ 主な意見（第3回）

- 当地域には普通科、多様な専門学科、総合学科がバランスよく配置されていることから、通学の利便性も考慮し、できるだけ当地域内での再編を考えたい。
- 15年先に実現したい学びや学校像から逆算して、その過程として再編を考えることは大切だが、15年先の総学級数を考えると、かなり思い切った再編が必要になることが想定される。

ウ 今後の予定

令和10年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和6年度の協議（2回開催[①8月5日、②12月12日]

令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して開校する熊野青藍高校について、両校の校長をリーダーとするワーキング会議における検討状況を共有し、学びや部活動のあり方などについて協議を進めました。

イ 主な意見（第2回）

- 中学生の志望が時間とともに県立高校から県外の高校へと移っていく傾向は、統合前と変わっていない。この要因をしっかりと分析し、小中学校と連携しながら、熊野青藍高校の魅力化や子どもたちや保護者への情報発信に取り組んでほしい。

ウ 今後の予定

令和7年度も協議会を開催し、熊野青藍高校の活性化に向けた協議を行います。
なお、新しく制定した校歌と校章については、令和7年3月中に公表する予定です。

2 今後の進め方

引き続き、これからの子どもたちにとって魅力ある県立高等学校を実現していくため、計画に基づき、各地域で活性化協議会を開催し、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めるとともに、次期計画（計画期間は令和9年度～）の策定を見据えた検討を進めます。

検討にあたっては、各地域の活性化協議会における共通した次の考え方を尊重します。

- ・大学進学ニーズに応える一定規模の普通科が必要である。
- ・多様な学びの選択肢をできる限り維持する必要がある。

一方、少子化は、更に加速しており、平成元年3月に29,994人であった県内の中学校卒業生数は、令和6年3月には15,891人となり、令和21年3月には、その約6割となる9,615人にまで減少することが想定されています。こうした状況の中、地域の活性化協議会からは、次の課題が指摘されています。

- ・15年先を見据えると、地域の中だけで多様な学びを提供することは困難である。
- ・校舎の建替え等を考えると、長期的な視点に立った検討が必要である。

このことから、次期計画では、県内全域を見通した長期的な視点に立つ考え方を具体的に示す必要があります。そこで、次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、教育委員会の附属機関である三重県教育改革推進会議に諮問することとします。

県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(令和7年度1学年)

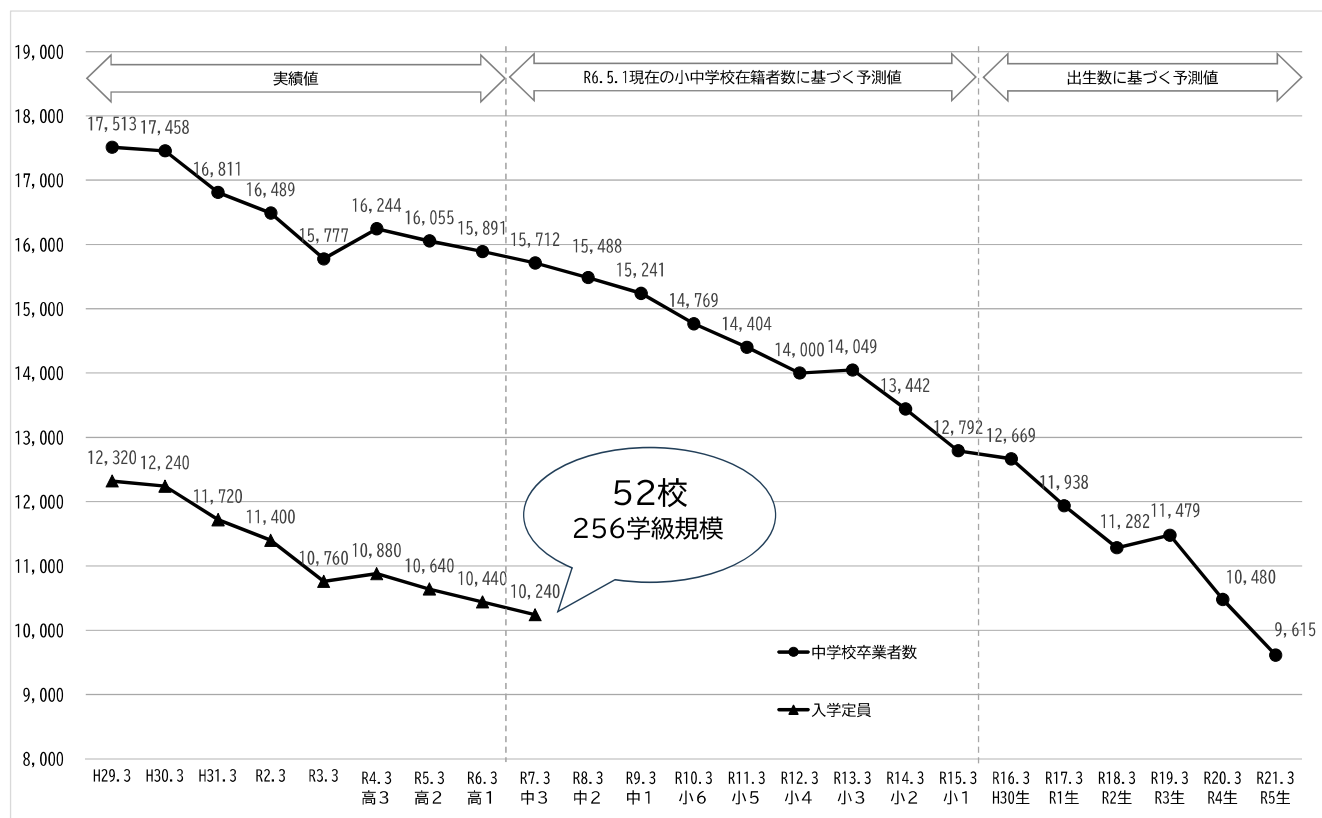
資料 1

地域	入学定員 (中学校卒業 見込人数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	学校数
桑名	県立:1,200 私立: 320 (1,985)				桑名北(普) 桑名工(工)			桑名西(普) いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)	5校 (30学級)
四日市	県立:2,520 私立: 860 (3,446)				朝明(普福) 四日市四郷(普) 菰野(普)	四日市西(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市商(商)	川越(普他) 四日市工(工)	四日市(普) 四日市南(普)	11校 (63学級)
鈴鹿	県立:1,120 私立: 470 (2,267)		石薬師(普)		飯野(外他) 稲生(普体)	亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)		6校 (28学級)
津	県立:1,880 私立: 685 (2,535)		白山(普商)			久居(普)	津東(普) 津商(商) 津工(工) 久居農林(農家)		津(普) 津西(普他)	8校 (47学級)
伊賀	県立:1,000 私立: 155 (1,437)		あけぼの学園(総)			名張(総)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福) 名張青峰(普)			5校 (25学級)
松阪	県立:1,000 私立: 530 (1,879)		飯南(総) 昂学園(総)		松阪商(商)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(普理)		6校 (25学級)
伊勢	県立:1,160 私立: 545 (1,748)	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		宇治山田商(商) 伊勢工(工) 明野(農家福)	宇治山田(普)		伊勢(普)		9校 (29学級)
尾鷲	県立:160 私立: 0 (182)				尾鷲(普工商)					1校 (4学級)
熊野	県立:200 私立: 0 (233)					熊野青藍(普総)				1校 (5学級)
県全体	県立:10,240 私立: 3,565 (15,712)	3校	6校	0校	12校	10校	9校	7校	5校	52校 (256学級)

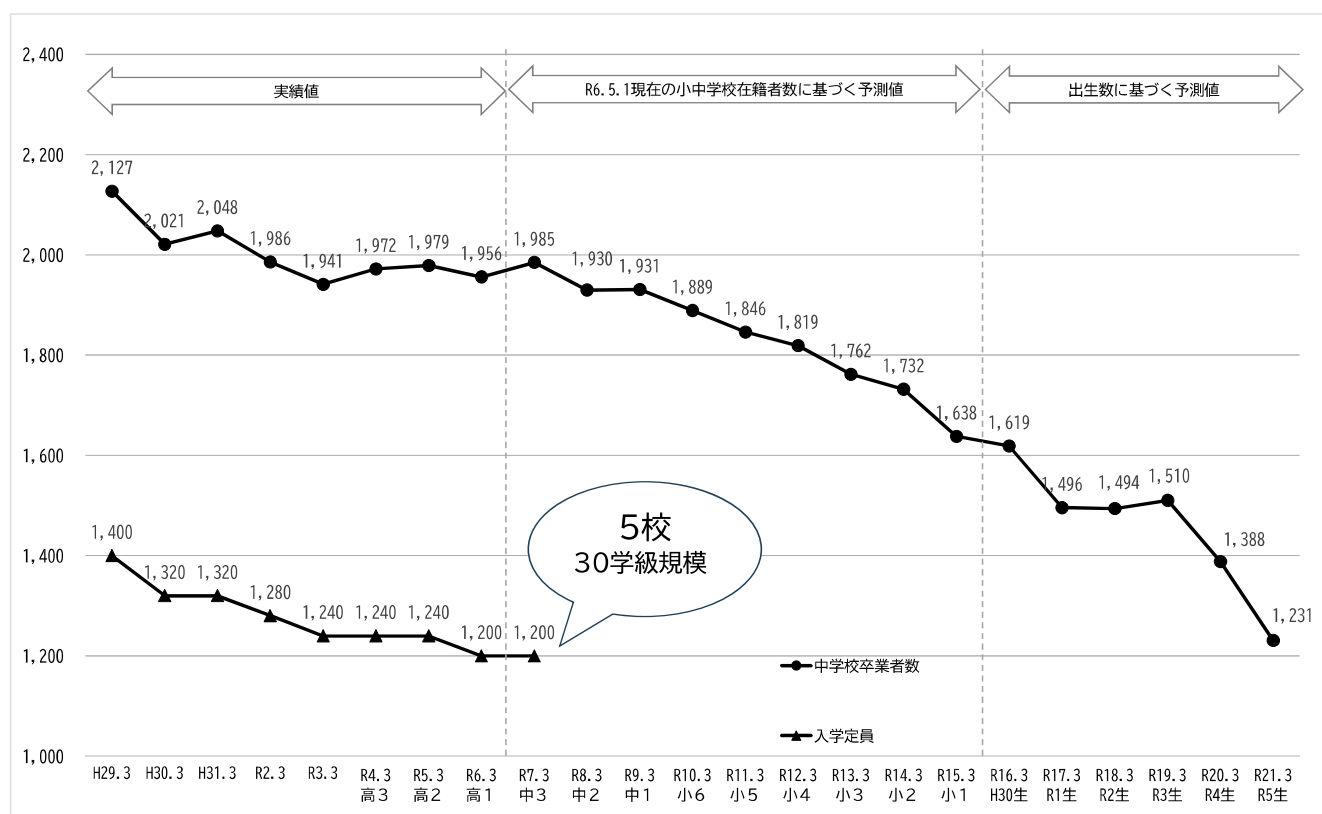
【備考】

- 学科名略称: (普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)}、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、度会校舎1学級・南勢校舎0学級、熊野青藍高校は、木本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。

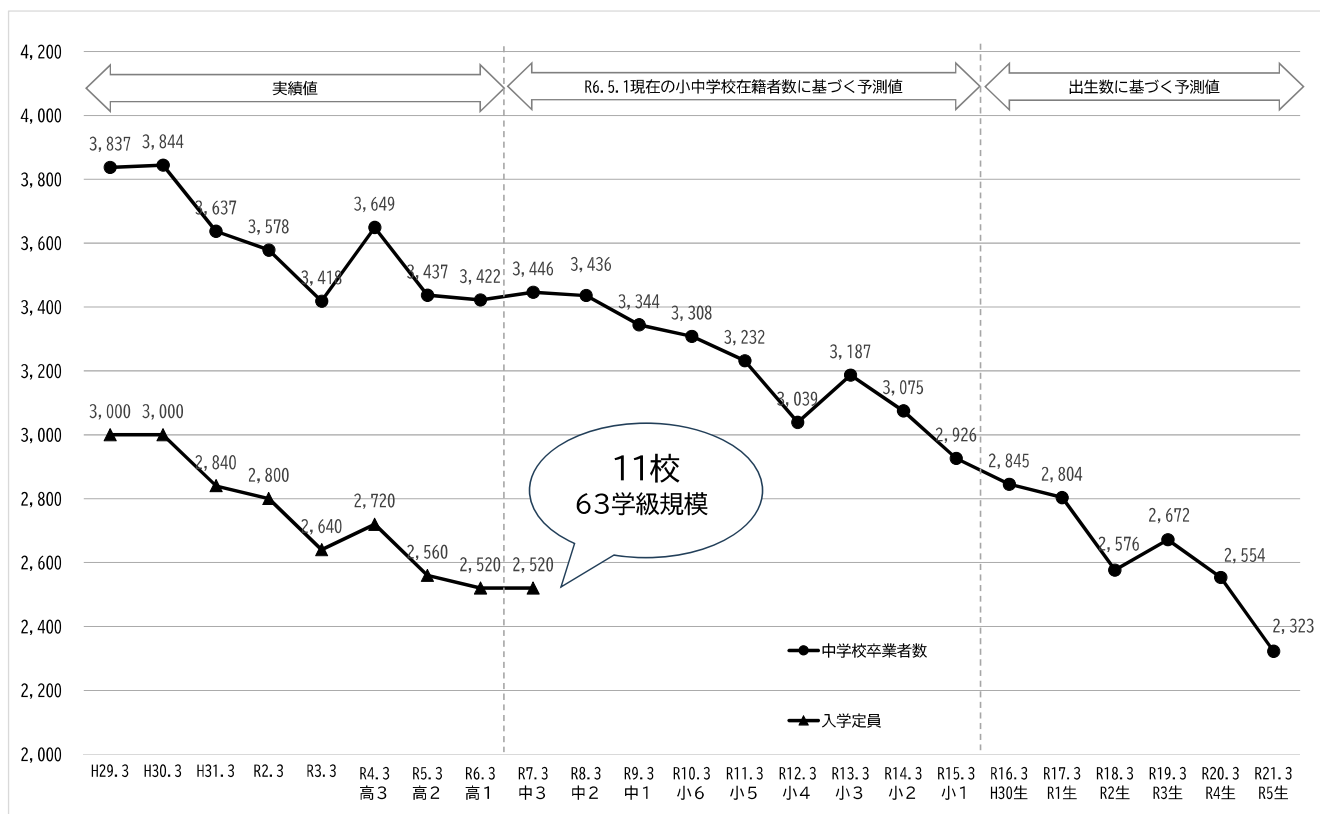
県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



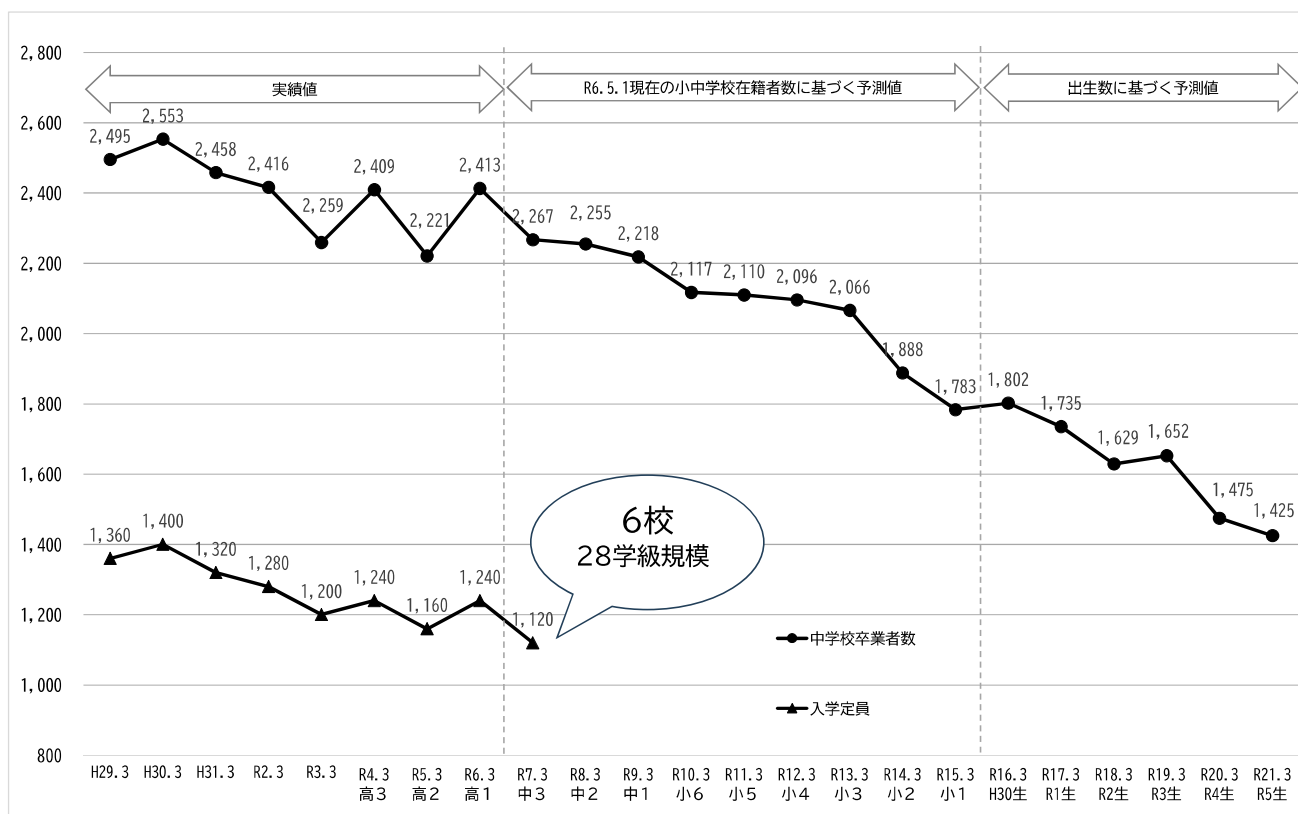
桑名地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



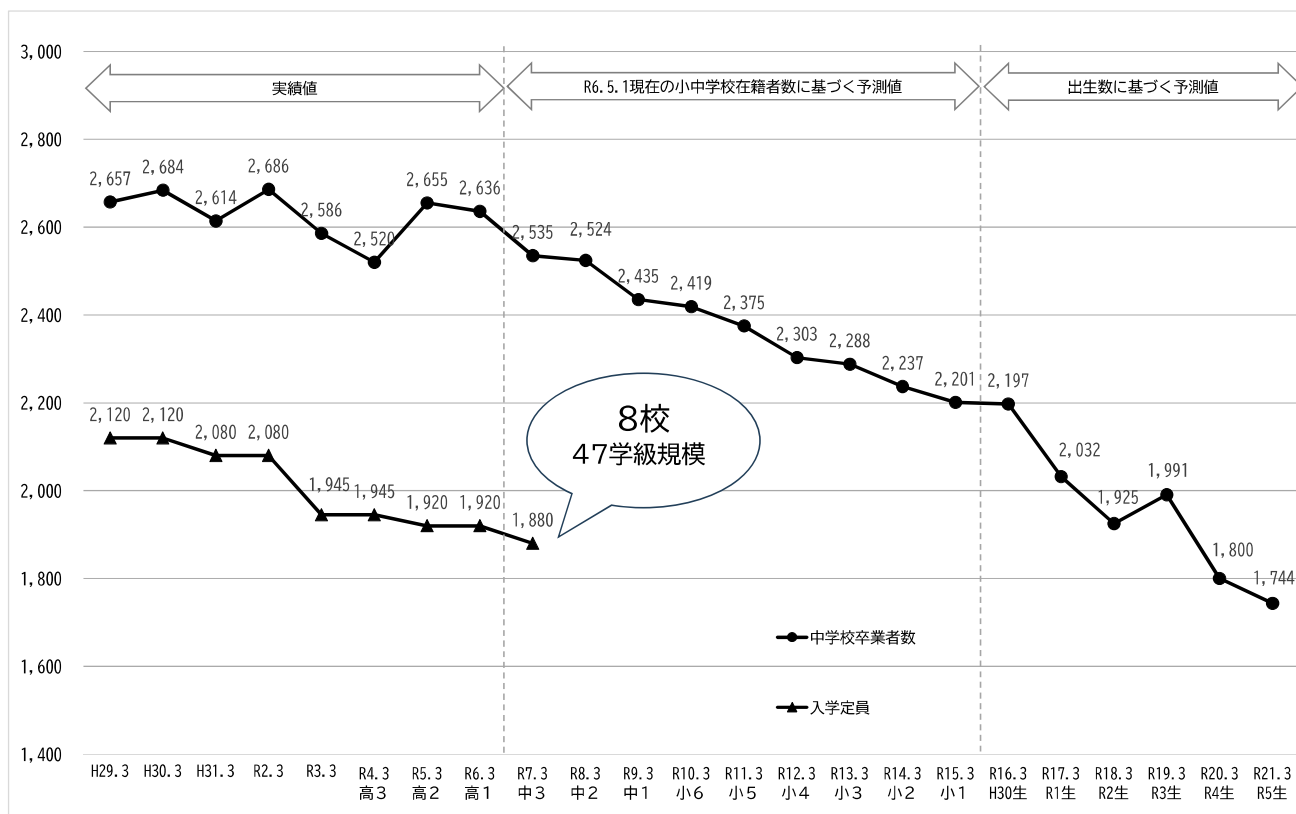
四日市地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



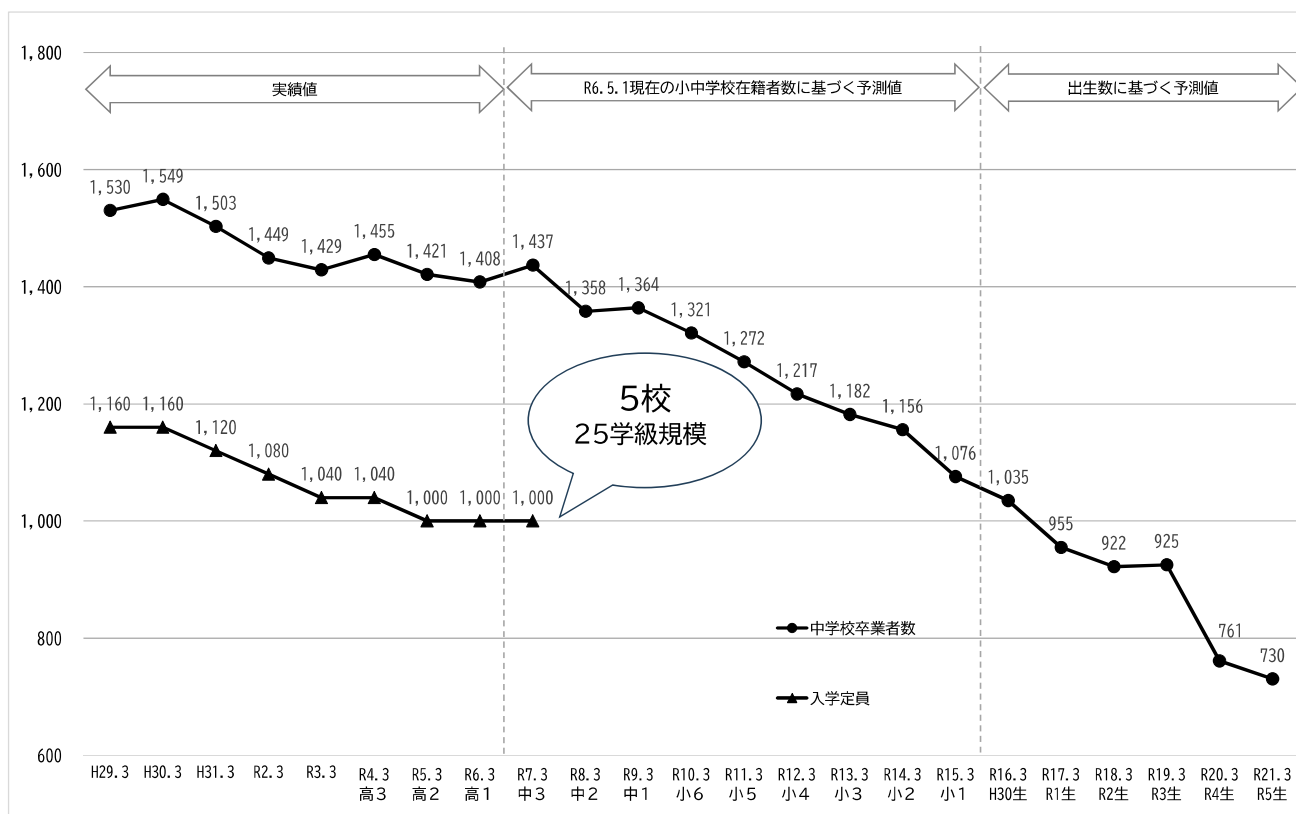
鈴鹿地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



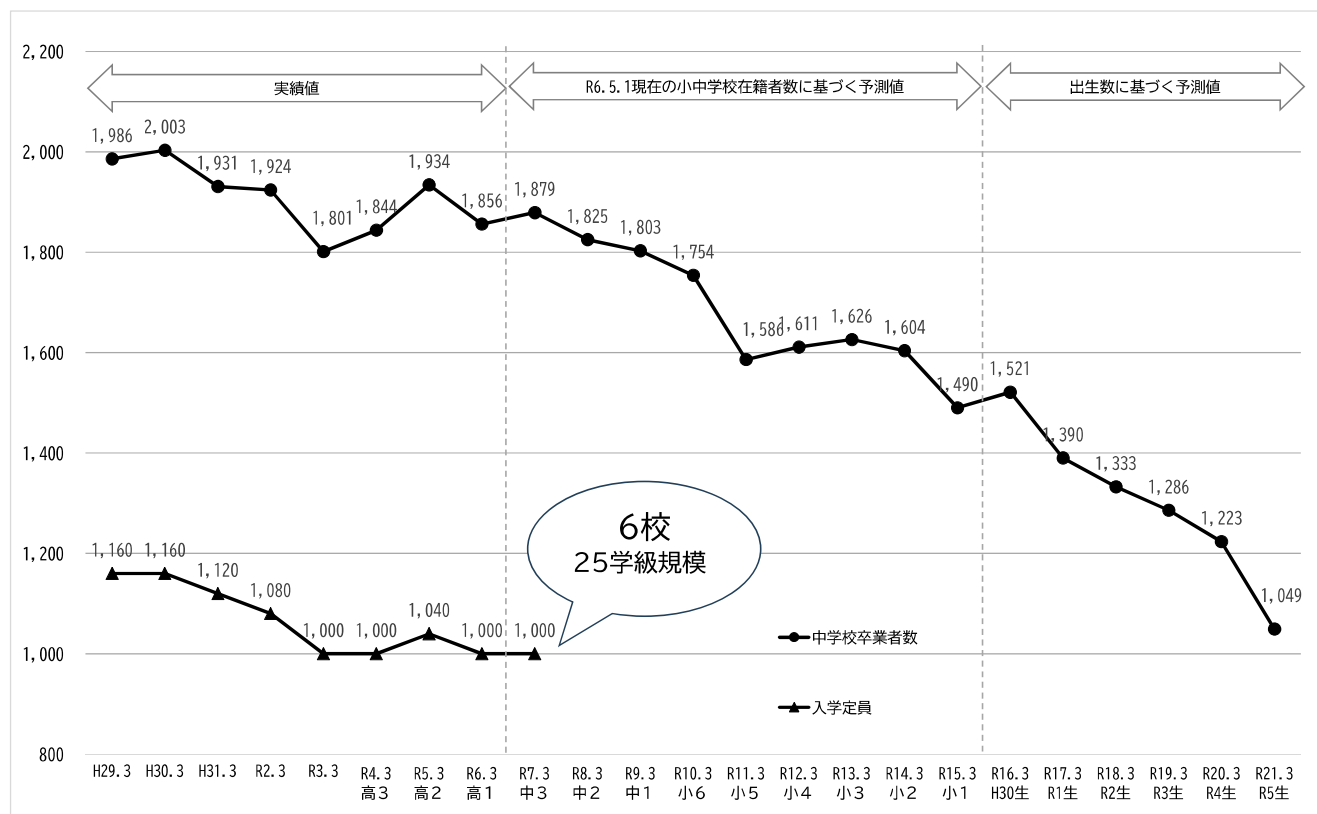
津地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



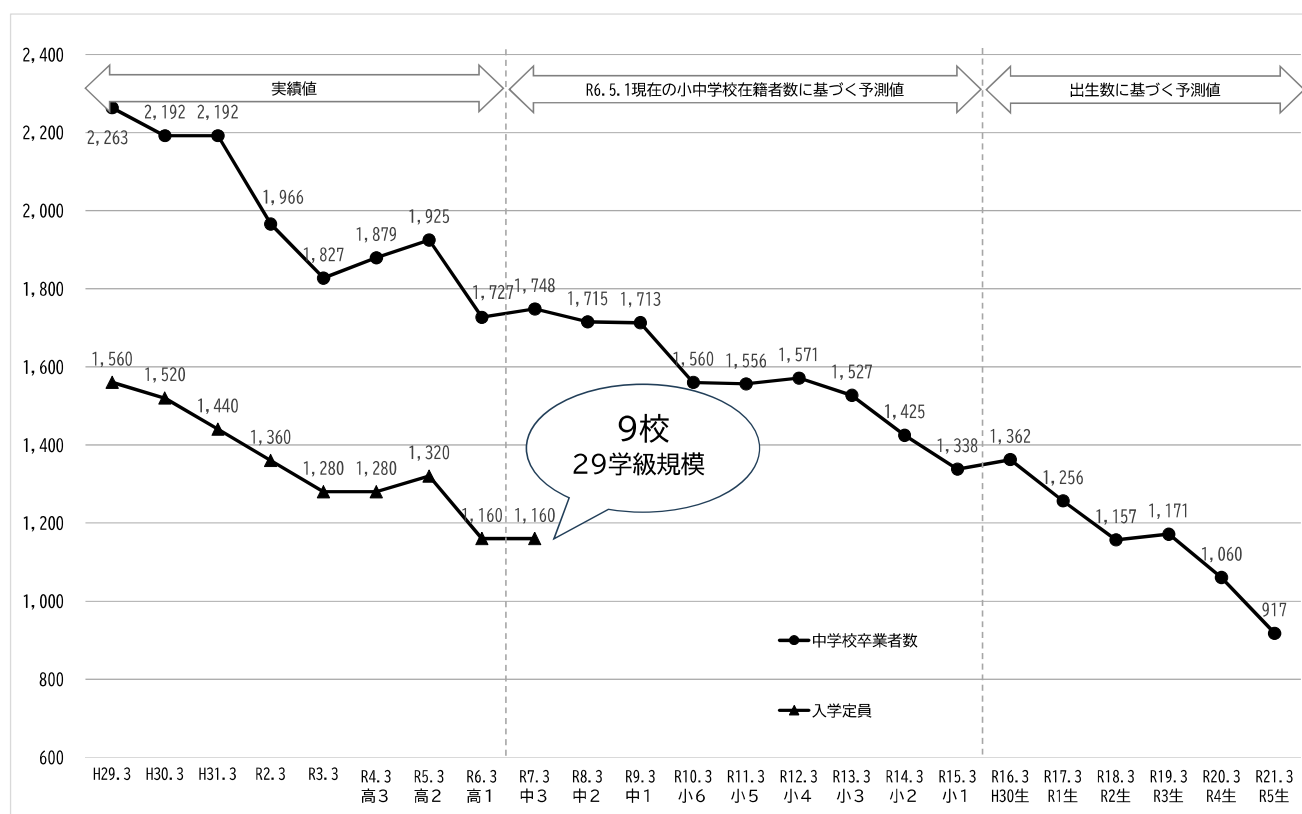
伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



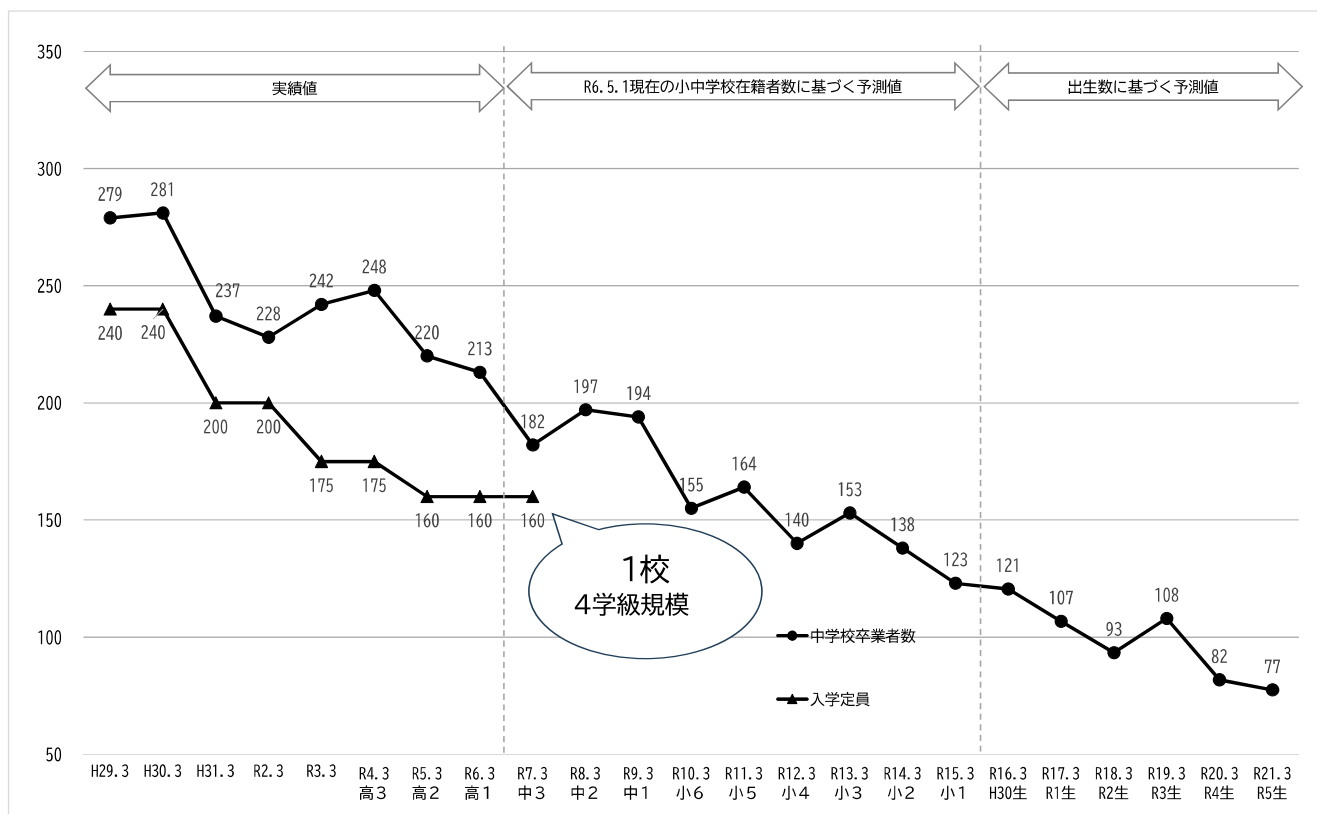
松阪地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



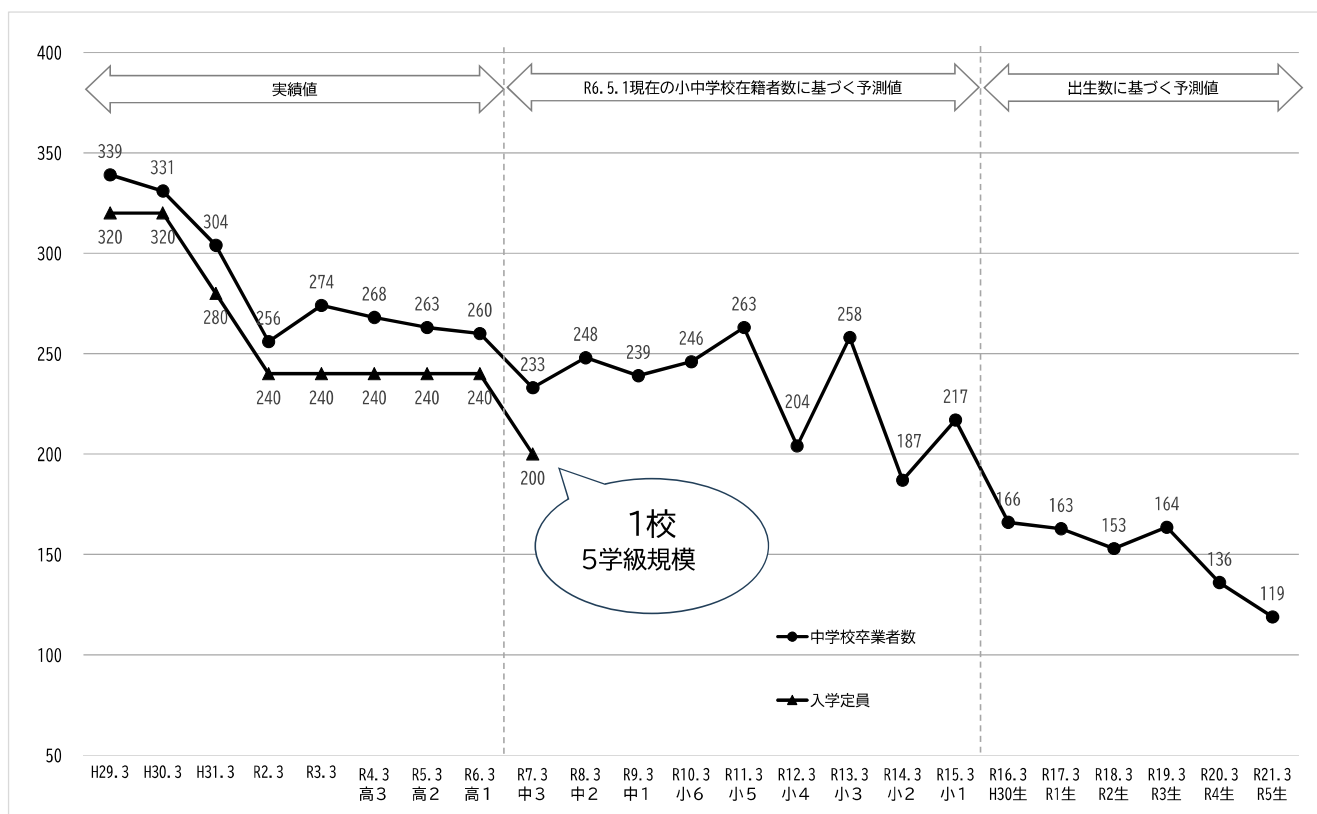
伊勢地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



尾鷲地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



熊野地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



2 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公私立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

①5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

②5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率（来春の中学校卒業者のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

○全日制計画進学率の計算方法（令和8年度入学者より）

$(5\text{年前実績} + 4\text{年前実績} + 3\text{年前希望} + 2\text{年前希望} + 1\text{年前希望}) \div 5$

・実績：全日制高校への実績進学率

・希望：毎年12月実施の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合

※令和4年度入学者までは、12月進路希望状況調査の5か年平均値を使用していたが、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていたことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、計算方法を変更した。

※令和5～7年度までは1～4年前の進路希望状況調査と5年前の実績進学率の5か年平均値を使用。

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

○流出入率の計算方法

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から国公立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

③5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤6月中旬から下旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

（2）各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、夏休み前の7月上旬としています。

3 令和8年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

（1）令和8年3月の県内中学校卒業見込み人数

令和6年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より224人少ない15,488人と予測しています。この人数は令和7年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

（2）全日制計画進学率

令和6年12月に実施した進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合は87.6%であり、これを用いて全日制計画進学率を算出すると前年より0.7ポイント低下して、88.1%となります。

（3）流出入率

令和7年度の入学および進学者数が確定した後に改めて算出するため、ここでは前年度の策定で用いた割合（98.6%）を使用しています。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$15,488 \text{ 人} \times 88.1\% \times 98.6\% = 13,454 \text{ 人}$$

(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

	令和7年3月	令和8年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	15,712 人	15,488 人	▲ 224
×全日制計画進学率	× 88.8%	× 88.1%	▲ 0.7
全日制高校進学見込み人数	13,952 人	13,645 人	▲ 307
×流出入率	× 98.6%	× 98.6%	
県内全日制高校入学見込み人数	13,757 人	13,454 人	▲ 303

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数について

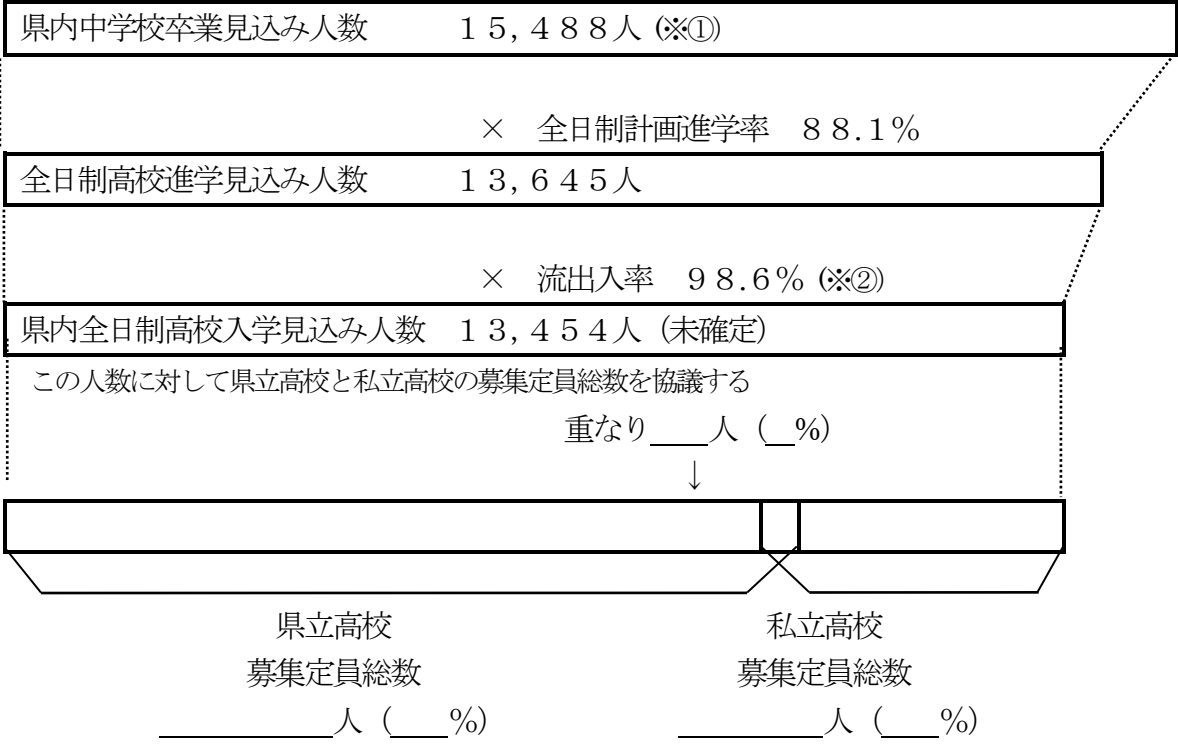
令和7年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協における協議を経て、県立高校と私立高校の募集定員総数を策定します。募集定員策定の協議にあたっては、令和3年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下、「提言」という）をふまえることとしています。

[提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。
(※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ)
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

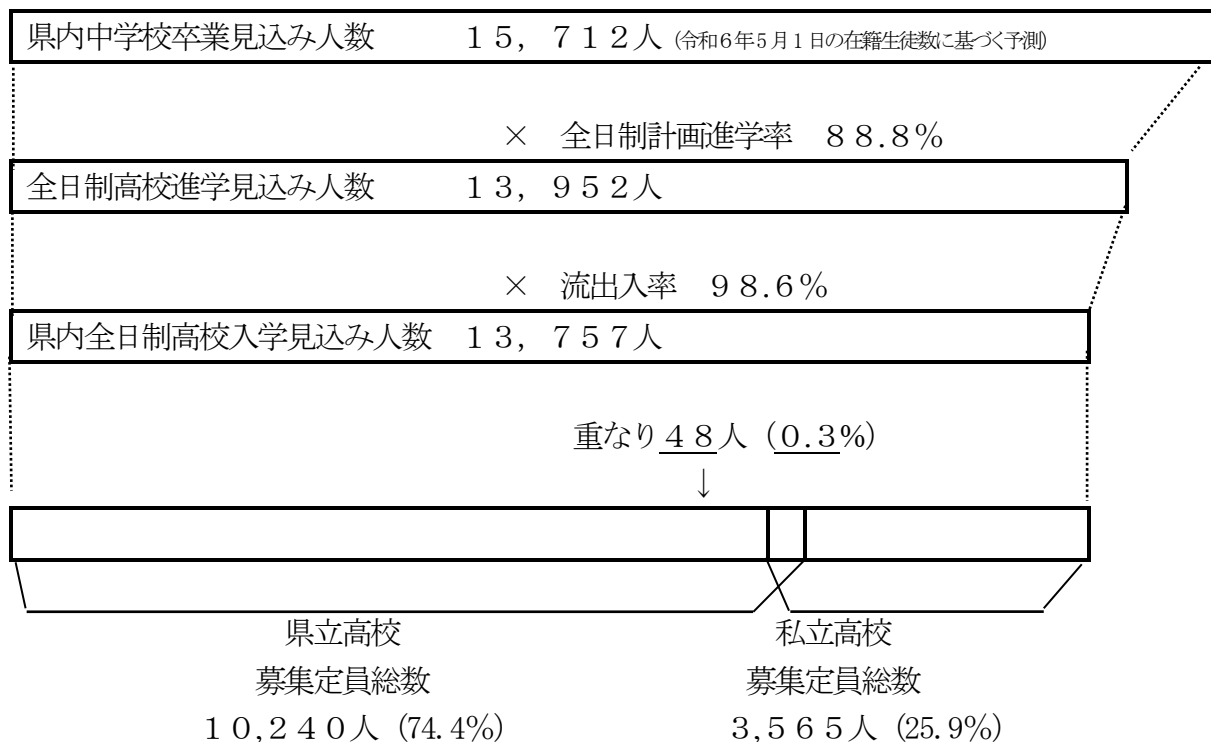
令和 8 年度の募集定員総数の策定



※① 令和 7 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和 6 年 5 月 1 日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和 7 年度の入学および進学者数が確定した後に算出するため、ここでは前年度の策定で用いた値を使用しています。

令和7年度の募集定員総数の策定



【県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	10,640	75.0	10,440	74.6	10,240	74.4
私立高校	3,590	25.3	3,580	25.6	3,565	25.9

※ 県内私立高校には、青山高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

【県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	6,340	59.6	6,220	59.6	5,980	58.4
専門学科	3,460	32.5	3,420	32.8	3,420	33.4
総合学科	840	7.9	800	7.7	840	8.2

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考 3

令和6年5月1日 教育政策課調べ

		R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 現中3	R 8.3 現中2	R 9.3 現中1	R 10.3 現小6	R 11.3 現小5	R 12.3 現小4	R 13.3 現小3	R 14.3 現小2	R 15.3 現小1
桑名	卒業生数	1,941	1,972	1,979	1,956	1,985	1,930	1,931	1,889	1,846	1,819	1,762	1,732	1,638
	前年度対比		31	7	-23	29	-55	1	-42	-43	-27	-57	-30	-94
	R6.3対比					29	-26	-25	-67	-110	-137	-194	-224	-318
四日市	卒業生数	3,418	3,649	3,437	3,422	3,446	3,436	3,344	3,308	3,232	3,039	3,187	3,075	2,926
	前年度対比		231	-212	-15	24	-10	-92	-36	-76	-193	148	-112	-149
	R6.3対比					24	14	-78	-114	-190	-383	-235	-347	-496
小計	卒業生数	5,359	5,621	5,416	5,378	5,431	5,366	5,275	5,197	5,078	4,858	4,949	4,807	4,564
	前年度対比		262	-205	-38	53	-65	-91	-78	-119	-220	91	-142	-243
	R6.3対比					53	-12	-103	-181	-300	-520	-429	-571	-814
鈴鹿	卒業生数	2,259	2,409	2,221	2,413	2,267	2,255	2,218	2,117	2,110	2,096	2,066	1,888	1,783
	前年度対比		150	-188	192	-146	-12	-37	-101	-7	-14	-30	-178	-105
	R6.3対比					-146	-158	-195	-296	-303	-317	-347	-525	-630
津	卒業生数	2,586	2,520	2,655	2,636	2,535	2,524	2,435	2,419	2,375	2,303	2,288	2,237	2,201
	前年度対比		-66	135	-19	-101	-11	-89	-16	-44	-72	-15	-51	-36
	R6.3対比					-101	-112	-201	-217	-261	-333	-348	-399	-435
伊賀	卒業生数	1,429	1,455	1,421	1,408	1,437	1,358	1,364	1,321	1,272	1,217	1,182	1,156	1,076
	前年度対比		26	-34	-13	29	-79	6	-43	-49	-55	-35	-26	-80
	R6.3対比					29	-50	-44	-87	-136	-191	-226	-252	-332
小計	卒業生数	6,274	6,384	6,297	6,457	6,239	6,137	6,017	5,857	5,757	5,616	5,536	5,281	5,060
	前年度対比		110	-87	160	-218	-102	-120	-160	-100	-141	-80	-255	-221
	R6.3対比					-218	-320	-440	-600	-700	-841	-921	-1,176	-1,397
松阪	卒業生数	1,801	1,844	1,934	1,856	1,879	1,825	1,803	1,754	1,586	1,611	1,626	1,604	1,490
	前年度対比		43	90	-78	23	-54	-22	-49	-168	25	15	-22	-114
	R6.3対比					23	-31	-53	-102	-270	-245	-230	-252	-366
伊勢	卒業生数	1,827	1,879	1,925	1,727	1,748	1,715	1,713	1,560	1,556	1,571	1,527	1,425	1,338
	前年度対比		52	46	-198	21	-33	-2	-153	-4	15	-44	-102	-87
	R6.3対比					21	-12	-14	-167	-171	-156	-200	-302	-389
尾鷲	卒業生数	242	248	220	213	182	197	194	155	164	140	153	138	123
	前年度対比		6	-28	-7	-31	15	-3	-39	9	-24	13	-15	-15
	R6.3対比					-31	-16	-19	-58	-49	-73	-60	-75	-90
熊野	卒業生数	274	268	263	260	233	248	239	246	263	204	258	187	217
	前年度対比		-6	-5	-3	-27	15	-9	7	17	-59	54	-71	30
	R6.3対比					-27	-12	-21	-14	3	-56	-2	-73	-43
小計	卒業生数	4,144	4,239	4,342	4,056	4,042	3,985	3,949	3,715	3,569	3,526	3,564	3,354	3,168
	前年度対比		95	103	-286	-14	-57	-36	-234	-146	-43	38	-210	-186
	R6.3対比					-14	-71	-107	-341	-487	-530	-492	-702	-888
県内合計	卒業生数	15,777	16,244	16,055	15,891	15,712	15,488	15,241	14,769	14,404	14,000	14,049	13,442	12,792
	前年度対比		467	-189	-164	-179	-224	-247	-472	-365	-404	49	-607	-650
	R6.3対比					-179	-403	-650	-1,122	-1,487	-1,891	-1,842	-2,449	-3,099

3 全県立学校を対象とした擁壁等の調査結果について

1 概要

令和6年8月の桑名北高校敷地内の擁壁崩落を踏まえ、全県立学校75校を対象に法面、擁壁およびがけ（以下「擁壁等」という。）に関する学校による現状調査を実施しました。

調査期間：令和6年9月27日～令和6年10月11日

対象：自然災害等で崩れた場合に生徒に被害が及ぶのではないかと
思われる擁壁等

回答状況：該当あり 48校 253箇所（該当なし 27校）

該当ありの48校253箇所について、以下の項目で分類し、重要度AとBに該当する擁壁等を教育委員会事務局職員による実地調査の対象としました。

【現状調査の分類】

重要度	高低差	生徒の通行 頻度	土砂災害警戒 区域等	校数	箇所数
A	●	●	●	10	20
B	●	●	—	17	42
C	●	—	—	10	71
D	—	—	—	10	102
対象外	—	—	—	1	18
計				48	253

※校数について、重要度上位から計上し、一度計上した学校はそれ以下では対象としていません。

【実地調査対象校】

A 10校（20箇所）

桑名北、四日市南、四日市四郷、四日市商業、津西、松阪商業、宇治山田、伊勢、水産、かがやき（本校）

（※下線の学校には重要度Bの箇所もあります）

B 17校（42箇所）

桑名、いなべ総合学園、亀山、飯野、稲生、津東、久居、松阪、飯南、鳥羽、南伊勢（度会校舎）、名張、あけぼの学園、名張青峰、玉城わかば学園、東紀州くろしお学園（本校）、松阪あゆみ

2 令和6年度の取組

(1) 実地調査（重要度A 10校）

土砂災害警戒区域等にかかり重要度Aとした箇所のある学校については、令和7年1月から2月中旬にかけて教育委員会事務局職員による実地調査を行い、排水施設（側溝や水抜き穴等）の現状を把握するとともに、維持管理状況（清掃・草刈り等）を確認しました。

(2) 講じた対策

実地調査の結果、排水施設が機能不全となっていた学校については、喫緊の対策として、排水施設の機能回復のための清掃等を実施しました。

なお、桑名北高等学校敷地内の擁壁崩落については、令和6年10月末に応急工事が完了し、進入路は片側交互通行ができる状況です。本復旧工事については、今年度中の契約をめざして手続きを進めているところですが、令和8年1月頃に完了見込みです。

3 令和7年度の取組

(1) 実地調査（重要度B 17校）

土砂災害警戒区域等にはないものの生徒の通行が多く重要度Bとした箇所のある学校については、教育委員会事務局職員による実地調査を年度の早い時期に行い、排水施設（側溝や水抜き穴等）の現状を把握するとともに、維持管理状況（清掃・草刈り等）を確認し、必要な対策を講じます。

なお、草刈りについては、重要度A～Dにかかわらず、該当の県立学校に対し、適切な時期に計画的に行うよう促します。

(2) 外部点検の実施

重要度A、Bの箇所については、さらに専門的な視点で学校の擁壁等の劣化・損傷の状況を把握するための外部点検を土木設計事業者に委託する予定です。点検の結果、対応が必要な場合は、順次対策を行っていきます。

4 教員不足への対応について

1 現状と課題

令和6年度の4月始業日時点において12人（小中学校11人、県立学校1人）、12月1日時点において32人（小中学校22人、県立学校10人）が不足しています。

（1）欠員状況など

【育休・病休等代替講師（非正規・常勤）の欠員状況】（単位：人）

	R5 年度			R6 年度		
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日
小学校	17	31	28	5	21	17
中学校	5	20	12	6	5	5
高等学校	0	2	1	1	1	3
特別支援学校	9	5	7	0	8	7
計	31	58	48	12	35	32

【育休・病休等代替講師配置状況】（単位：人）

	4月始業日			9月1日			12月1日		
	講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充	講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充	講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充
小学校	420	394	21	484	435	28	508	450	41
中学校	161	145	10	183	161	17	192	165	22
高等学校	59	46	12	65	50	14	74	53	18
特別支援学校	51	32	19	71	40	23	71	41	23
計	691	617	62	803	686	82	845	709	104

※講師必要数：育休・病休等代替講師の必要数

<参考>

【教員採用試験の受験者数】（単位：人）

	R3 採用	R4 採用	R5 採用	R6 採用	R7 採用
受験者数	2,661	2,457	2,174	2,057	1,843
うち大学生数	672	650	598	605	519
採用数	437	518	511	476	548
倍率	6.1 倍	4.7 倍	4.3 倍	4.3 倍	3.4 倍

※受験者数について、R7は大学3年生を除外

- 令和7年度教員採用試験の受験者数は1,843人（大学3年生を含む2,003人）で、記録が残っている平成6年度採用以降で最少
- 大学生の受験者数は、令和7年度教員採用試験で大きく減少（対前年86人減）

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の月平均（4 月～12 月）人数】

（単位：人）

	R1 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 と R1 の比較
小学校	1,469 (20.7%)	719 (10.3%)	696 (10.2%)	629 (9.2%)	57.2%減
中学校	1,659 (43.9%)	1,133 (29.9%)	1,156 (30.4%)	1,049 (27.7%)	36.8%減
県立学校	606 (28.8%)	485 (10.7%)	437 (9.9%)	409 (9.4%)	32.5%減

※（ ）内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

- ・ 令和 6 年度 12 月時点の教職員の月平均時間外在校等時間は（新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった）令和元年度同月時点と比較して減少
- ・ 国の調査における全国平均と比較しても大きく改善。しかしながら、依然として長時間労働が解消されるまでには至っていない。

【三重県および全国の精神神経系疾患休職者数】

（単位：人）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
三重県	71 (0.48%)	81 (0.56%)	95 (0.66%)	102 (0.71%)
全国	5,203 (0.57%)	5,897 (0.64%)	6,539 (0.71%)	7,119 (0.77%)

※（ ）内は教育職員在職者数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合

- ・ 複雑化・多様化した教育課題への対応の難しさ等により、令和 5 年度の本県における在職者数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合は 0.71%
- ・ 令和 2 年度以降、全国平均を下回る傾向。しかしながら、休職者が依然として一定数存在する。

（２）今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生であるが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要

2 人材確保に向けた令和 6 年度取組と実績

（１）教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れを取らないよう実施時期を 1 か月前倒し
- ・ 講師確保につながる 1 次試験免除要件の拡大
例）令和 6 年度の常勤講師のうち前年度の 1 次試験を合格した者（全免除）

- ・学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施
(小学校教諭のみ)
- ・特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

<実績>

- ・受験率の向上：1次試験 92.3%→96.0%、2次試験 92.7%→95.1%
- ・採用辞退者数の減少：辞退者数 11 人（辞退率 2.0%）、前年度比▲8 人（12 月時点）
- ・大学3年生を対象とした特別選考：受験者数 160 人、1次試験合格者数 141 人
- ・特別免許状の授与を前提とした採用試験（福祉・看護）：合格者数 2 人（看護）

②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信
- ・教職の魅力を発信するパンフレットや動画のリニューアル

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

<実績>

- ・教員採用選考試験説明会 28 回実施（実施予定を含む）
※うち2回は雇用対策課、おしごと広場みえと連携
- ・大学進学段階における情報提供やガイダンス 8 回実施（実施予定を含む）

（２）教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・総勤務時間縮減に係る目標の設定（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）と取組の推進
- ・ICTを活用した業務の効率化（自動採点システムやAIドリルの活用等）
- ・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革
- ・専門人材や地域人材の配置（SC、SSW、SSS、SL、部活動指導員、学校問題解決支援員等）

<実績>

- ・令和6年度専門人材や地域人材の配置状況
 - スクールカウンセラー 74,020 時間（前年度比 8.0%増）
 - スクールソーシャルワーカー 25,119 時間（前年度比 2.0%増）
 - 部活動指導員 222 名（前年度比 50 人増）
 - スクール・サポート・スタッフ 全校配置（令和3年度より）
 - 学校問題解決支援員 2 人（新規）
 - 教頭マネジメント支援員 11 人（新規）

②大学と連携した取組

- ・大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・三重大大学の現場体験「プレアシスタント」の支援

<実績>

- ・研修推進課が主催する研修への大学生の参加者数：74人
- ・三重大と皇學館大学の教職講座への講師派遣：8講座 のべ11人
- ・教育アシスタント事業の参加者数：R6 前期 82人 ※R5は通年で238人
- ・三重大の1年次生84人を津市内の小中学校のべ38校でプレアシスタントとして受入れ

(3) 潜在的な教員の掘り起こし

- ・退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施（県内外5か所）や情報発信
- ・過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・専門性を有する人への臨時免許状の発行

<実績>

- ・「みえの未来の先生」相談会を桑名、津、伊賀、伊勢、東京の5か所で実施：参加者数91人、講師登録者数10人
- ※ R5は1会場（津）で実施：参加者数25人、講師登録者数6人（うち任用数4人）

(4) メンタルヘルス対策の取組

- ・不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・新規採用者が繋がりや悩みを共有するための交流会の実施
- ・メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

<実績（12月末時点）>

- ・メンタルヘルスカウンセリング 104件
- ・職場復帰訓練実施人数 38人
- ・リワーク支援専門員の派遣 のべ339回

3 今後の対応方針

(1) 教員人材の確保に向けた取組のさらなる推進

引き続き、①教員採用試験の実施方法の見直しなど、受験者数の確保に向けた取組、②生成 AI を活用した業務の効率化等による学校における働き方改革など、教員を志す大学生等の不安解消に向けた取組、③転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信など、潜在的な教員の掘り起こし、を積極的に進めることにより、正規教員及び新たな講師の安定的な確保に取り組みます。

(2) 産休・育休者の代替となる正規教員の確保

教員が産休・育休を取得する場合に代替講師を確保することが困難となる中、国において新たに正規の教員が代替する場合も、その給与費が国庫負担の対象となることが認められました。そこで、一定数の産・育休者を見込んであらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となり、講師不足の解消につながることから、産育休の代替となる正規教員の確保に取り組みます。

(3) 教員養成を担う県内大学との連携

中期的な視点から、大学入学前から採用に到るまで一貫した取組として、大学において実施する地域課題に強み・専門性を有する人材を育成する教育プログラムの構築および実施に協力するとともに、県教育委員会において、当該プログラムを修了した学生を対象とした教員採用試験における特別選考枠の設置に向けた検討を進めます。

5 わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果および今後の対応について

1 調査の目的

生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教職員からわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、直接見たり、聞いたりしたことがあるか生徒にアンケートで確認し、その結果をふまえ、教職員による生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの根絶に取り組みます。

2 調査方法

(1) 対象範囲

- ・ 三重県立高等学校、特別支援学校（高等部・中学部）及び公立中学校・義務教育学校後期課程（以下、「公立中学校」という。）に在籍する生徒

(2) 対象期間

＜高等学校および特別支援学校高等部・中学部の2、3年生＞

- ・ 令和5年度のアンケート調査実施日から今回の調査実施日までに発生したもの

＜高等学校および特別支援学校高等部・中学部の1年生＞

- ・ 高等学校又は特別支援学校の高等部・中学部に入学してからアンケート調査実施日までに発生したもの

＜公立中学校の2、3年生＞

- ・ 令和5年度のアンケート調査実施日から今回のアンケート調査実施日までに発生したもの

＜公立中学校の1年生＞

- ・ 小学校入学からアンケート調査実施日までに発生したもの

(3) 実施方法

＜高等学校及び特別支援学校＞

- ・ 教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントを受けたり、直接見たり、聞いたりしたことがある場合のみ、次の①②のいずれかの方法で回答
 - ① パソコン、スマートフォン等のインターネットに接続可能な機器で回答
 - ② アンケート用紙に記入し回答（家に持ち帰って回答することを基本とする。）

＜公立中学校＞

- ・ 上記②の方法で回答

(4) 実施期間

- ・ 令和6年9月5日（木）から令和6年10月31日（木）

(5) その他

- ・ アンケートの回答にあたっては、学年、組、席、名前を記入することを原則とするが、空欄のままで回答しても構わない。

＜高等学校および特別支援学校＞

- ・ 書面で回答する場合、アンケート用紙を封筒等に入れ、封をした状態で生徒が信頼できる先生に提出、または、県教育委員会事務局教職員課に郵送にて提出する。

＜公立中学校＞

- ・ アンケート用紙を封筒等に入れ、封をした状態で生徒が担任の先生へ提出する。

3 調査結果

(1) 集計結果

※ 公立中学校を「中学」、高等学校を「高校」、特別支援学校を「特支」と表記。

※ 生徒数は、令和6年10月31日現在。

※ 回答数は、「該当あり」（被害を受けた、もしくは、他の生徒が被害を受けたところを見た・聞いた）と回答した件数。右欄は、昨年度との比較。

校種	中学	高校	特支	計
生徒数	43,541	34,493	1,205	79,239
回 答 数	インターネット	22 +2	1 ±0	23 +2
	用紙	2 ±0	1 △1	45 △71
	計	24 +2	2 △1	68 △69

(2) 学年別回答数

	中学	高校	特支	
			中学部	高等部
1年	16	3	0	0
2年	16	5	1	0
3年	10	1	0	0
無回答	0	15	1	
合計	42	24	2	

(3) 設問と回答

※ ()内は外数で、アンケートに生徒名や教職員名などの記載がなく、行為の事実が確認できなかったもの。

① わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントを受けた（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
自分自身が被害を受けたことがある	15 (5)	14 (2)	0 (1)	29 (8)
他の生徒が被害を受けたところを見た（聞いた）ことがある	15 (7)	14 (0)	0 (0)	29 (7)
選択なし	0 (1)	1 (0)	1 (0)	2 (1)
計	30 (13)	29 (2)	1 (1)	60 (16)

② 誰から被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
自校の先生	28 (9)	15 (2)	1 (1)	44 (12)
他校の先生	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
選択なし	0 (3)	7 (0)	0 (0)	7 (3)
計	30 (13)	22 (2)	1 (1)	53 (16)

【その他の内容】

<中学>

- ・ 小学校の先生 2件

③ どのような被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
性的な行為を受けた	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
必要もないのに体を触られた	1 6 (5)	5 (0)	1 (1)	2 2 (6)
性的なからかいや冗談を言われた	1 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)
携帯電話などに性的な画像やメッセージが送られてきた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
「男らしくない」、「女らしくない」などの性別により役割を分担する意識に基づく発言があった	1 (1)	2 (0)	0 (0)	3 (1)
その他	1 2 (4)	1 6 (1)	0 (0)	2 8 (5)
選択なし	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
計	3 0 (1 3)	2 4 (2)	1 (1)	5 5 (1 6)

【聴取の概要】

生徒や職員、教科、クラブ等が特定できるもの全てについて、生徒や関係教職員に行った主な聴取内容は、下記のとおりです。

わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

○「必要もないのに体を触られた」と選択した項目の具体的内容

<中学>

- ・ 小学校のとき、休み時間に相談をした際に、頭をポンポンと触られたことがあった。
- ・ 授業中に机間指導の際に、机の上に置いていた手に軽く触れられて、声をかけられた。
- ・ 授業中に頭を上げるように言われた際に、髪の毛を触られた。（同じ教員に対して2名が回答）
- ・ 教室に戻るように言われた際に、手や背中に触られた。
- ・ 給食を配膳する際に、肩をポンポンと触られて、声をかけられた。
- ・ 部活動で動きの指導中、肩や腕などを触られて、声をかけられた。（3名の教員に対して、6名が回答）
- ・ 休み時間に身体を近づけて話しかけた際に、離れるようにと腕を持って指導された。
- ・ 休み時間に相談をした際に、肩を触られて、声をかけられた。
- ・ 休み時間に、先生と身体を近づけて遊んでいた際に、腹を触られた。
- ・ 放課後に相談をした際に、頭を触られて、声をかけられた。

<高校・特支>

- ・ 頭髪服装指導の際に、スカート丈を確認するためにスカートを触られたり、メイクをしていないか確認するために顔を触られたりした。
- ・ 授業中に居眠りをしていた際に、腕を指先でトントンと触って起こされた。2件
- ・ 休み時間中に寝ようとしていた際に、肘辺りを押された。
- ・ 友人関係について相談した際に、興奮していたのをなだめるように頭を触られた。
- ・ 美術の授業で筆の使い方について指導された際に、手が当たった。

○「性的なからかいや冗談を言われた」と選択した項目の具体的内容

<中学>

- ・ 休み時間に、〇〇のこと好きやろという発言があった。

<高校・特支>

- ・ 暑くてスカートの裾を上げていたことに対し、誘っているのかという旨の発言があった。

○『男らしくない』『女らしくない』などの性別により役割を分担する意識に基づく発言があった」と選択した項目の具体的内容

<中学>

- ・ 授業中に「男らしく」、「女らしく」等、男女を区別するような趣旨の発言があった。

<高校・特支>

- ・ 頭髪服装指導の際に、男子だから髪は短いほうがいいと言われた。
- ・ 授業の道具を片付ける際に、男子が率先して行うように言われた。

○「その他」と選択した項目の具体的内容

<中学>

- ・ 小学校のとき、休み時間に教室で遊んでいた際に、ベルトを引っ張られた。
- ・ 授業中にトイレの手洗い場で話をしていた際に、手洗い場に入り、声をかけられた。
- ・ 性に関する内容の授業を受ける際に、にやにやした顔で話しているように感じた。
- ・ 体育の授業に、〇〇先生が、よく見に来ていると感じた。
- ・ 制服のスカートについて指導を受ける際に、服を触られて、指導された。(同じ教員に対して3名が回答)
- ・ 部活動で練習をしている際に、足を見られているように感じた。
- ・ 部活動で、「〇〇ちゃん」と言われた。3件
- ・ 休み時間に、〇〇先生が、〇〇さんによく話しかけていると感じた。

<高校・特支>

- ・ 頭髪服装指導の際に、頭髪や制服を必要以上に見られたり、強い口調で指導されたりした。 3件
- ・ 休み時間に、近い距離から話しかけられていた。 2件
- ・ 部活動の際に、体重管理のことについて指導された。 3件
- ・ スカートの下に履いていたウィンドブレーカーをその場で脱ぐよう言われた。
- ・ スカートを汚してしまい、生徒指導部から替えのスカートを借りたことがあり、そのスカートを返却しに行った際に、汚した時に貸したスカートかという旨の発言があった。
- ・ 文化祭の舞台発表の際に、許可なく動画を撮影された。 3件
- ・ 生徒から見える場所で、教員が着替えていた。
- ・ めまいで倒れ保健室で休んでいた際に、担任に額を触られた。

わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないものの、アンケートに記載があったもの

<高校・特支>

○「その他」と選択した項目の具体的内容

- ・ 職員室へ行く度に、成績や順位のことを言われた。

④ いつ被害を受けたか（複数回答可）

選択肢	中学	高校	特支	計
授業中	9 (2)	8 (1)	1 (0)	1 8 (3)
部活動中	9 (1)	3 (1)	0 (0)	1 2 (2)
放課後	1 (0)	5 (0)	0 (0)	6 (0)
その他	6 (2)	6 (0)	0 (1)	1 2 (3)
選択なし	5 (8)	1 (0)	0 (0)	6 (8)
計	3 0 (1 3)	2 3 (2)	1 (1)	5 4 (1 6)

【その他の内容】

<中学>

- ・ 給食中 1 件
- ・ 休み時間 3 件
- ・ 小学校の時 2 件

<高校・特支>

- ・ 休み時間 2 件
- ・ 文化祭 3 件
- ・ 頭髪服装指導 1 件

⑤ どのような対応を希望するか

選択肢	中学	高校	特支	計
学校の先生に相談したい	6 (0)	3 (0)	1 (0)	1 0 (0)
カウンセラーなどの学校 外の人に相談したい	1 (1)	2 (0)	0 (1)	3 (2)
対応する必要はない	1 0 (3)	4 (0)	0 (0)	1 4 (3)
その他	3 (3)	1 4 (2)	0 (0)	1 7 (5)
選択なし	1 0 (6)	0 (0)	0 (0)	1 0 (6)
計	3 0 (1 3)	2 3 (2)	1 (1)	5 4 (1 6)

【その他の内容】

<中学>

- ・ 会いたくない
- ・ 注意をしてほしい
- ・ 具体的な記載なし

<高校・特支>

- ・ 何らかの注意をしてほしい 8 件
- ・ 部活動の顧問から外してほしい 2 件
- ・ このようなことをやめてほしい 3 件
- ・ 具体的な記載なし

4 アンケート調査結果をふまえた対応状況

- ・ 当該生徒や関係教職員に聴取を行った結果、懲戒処分等に至るまでの事案はなかったものの、教職員が指導のつもりで行った言動について生徒が不快に感じたものがありました。校長は、聴取を行った教職員に対し、誤解を招くような言動はしないこと、生徒への不用意な接触は絶対に行わないこと、介助などが必要な場合であっても、本人や保護者から了承を得て、必要な内容に限定して行うこと等を指導しました。
- ・ 各学校において、全ての教職員に対し本調査結果を共有し、生徒への自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けました。
- ・ 全ての学校において生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉かけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当する場合がありますことを確認しました。
- ・ 公立小学校・義務教育学校前期課程においても、回答内容をふまえ、児童との関わり方を見直す機会を設ける必要があると考え、本調査結果を共有しました。

5 今後の対応方針

教職員からのわいせつ行為は、絶対に許されるものではないという認識のもと、本調査については、教職員が生徒に対する自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会となることから、来年度以降も継続して実施します。

なお、本調査において把握できない事案もあることから、本調査だけではなく、各研修事例をもとにコンプライアンス・ミーティングを行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に取り組んでまいります。

6 「次世代育成支援対策推進法に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」および「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」最終案について

1 次世代育成支援対策推進法に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画の策定について

少子化が急速に進む我が国において、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）が施行されました。同法において、地方公共団体等は、事業主の立場から職員の仕事と子育ての両立等のために講じる取組等を記載した特定事業主行動計画を策定することとされています。

これに基づき、三重県教育委員会では、平成 17 年 3 月に「子育て支援アクションプラン」を策定し、以後改定を重ね、現在は第四期の計画として教職員の仕事と子育ての両立に取り組んでいるところです。

第四期の計画が令和 7 年 3 月までの計画となっていること、「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年 5 月に改正され、令和 17 年 3 月まで期限が延長されたことをふまえ、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までを計画期間とする第五期「子育て支援アクションプラン」を策定し、次世代育成に向けた取組をより一層推進していきます。（別紙 1、別冊 1）

2 第 2 期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画の策定について

三重県教育委員会では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」（現行計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、障がいのある職員が、職業生活において障がい特性や個性に応じて能力を発揮し活躍できるよう、障がい者雇用の促進に取り組んでいるところです。

現行の計画が令和 7 年 3 月までの計画となっていることから、これまでの取組をふまえ、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までを計画期間とする「第 2 期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員にとって働きやすく、それぞれの個性や能力を発揮できる職場環境づくりに向けた取組をより一層推進していきます。（別紙 2、別冊 2）

3 今後の予定

新たな計画を職員に周知し、計画に基づき取組を着実に進めることで、働きやすい職場づくりを推進します。

第五期 三重県教育委員会特定事業主行動計画 「子育て支援アクションプラン」(案)概要

別紙 1

これまでの取組

【根拠法令：次世代育成支援対策推進法】

- 第四期 子育て支援アクションプランに基づき取組を推進
 - ・育休取得回数制限の緩和など制度の拡充
 - ・育休取得にかかるパンフレット等の作成・配布 等
- 数値目標の推移

①男性職員の育児参加 のための休暇取得率 R2年度：70.4% →R5年度：83.3%（目標：100%）	②男性職員の育休取得率 (部分休業含む) R2年度：1.0% →R5年度：28.1%（目標：30%）	③職員1人あたりの 有給休暇平均取得日数 R2年度：12.6日 →R5年度：14.8日（目標：15日）
---	---	--

令和6年度次世代育成支援アンケート（R6.12～R7.1実施）

- | | | |
|--|--|--|
| ●アンケート結果（一部抜粋）
Q. 育休の取得にあたり悩んだこと
A. 業務引継ぎなど職場への影響（約31%）
復帰後の仕事の変化への対応（約30%） | | ●課題
・業務の適切な配分や代替職員の確保などの環境整備
・育休を取得する職員の経済面や業務での不安の解消
・職場での子育てを応援する雰囲気づくり |
|--|--|--|

第四期プランの取組を充実・強化

第五期 子育て支援アクションプラン（計画期間：R7.4～R12.3）

- | | |
|---|--|
| ●基本方針
1. 子どもを生みやすい、子育てしやすい勤務環境整備
2. 次世代育成を支援する職場風土づくり | 3. 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画
4. 取組を通じ、子どもたちに次世代育成の大切さを伝える |
| ●主な取組
・男性の子育て目的の休暇等の取得推進
…特別休暇等制度の周知徹底、協力支援の雰囲気づくり 等
・育児休業等を取得しやすい環境の整備等
…代替職員確保の取組、事例の発信 等
・時間外勤務（時間外労働）の削減
…効果的な取組の紹介、時間外勤務の事前命令の徹底 等 | ●目標
①男性職員の育児参加のための休暇取得率… <u>100%</u>
②男性職員の育休取得率… <u>85%</u>
③職員の勤務時間等にかかる目標
…給特法の改正案において示された業務管理等に係る
計画の検討状況をふまえ令和7年度に設定予定 |

「第2期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」（案）概要 別紙2

【根拠法令：障害者の雇用の促進等に関する法律】

これまでの取組

●三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画に基づき取組を推進

- ・新たに障がいのある職員が配置された学校の所属長等への研修の実施、障がい者雇用トータルサポーターによる学校訪問の実施 等

●雇用率の状況

	R2	R3	R4	R5	R6
法定雇用率	2.4%	2.5%	2.5%	2.5%	2.7%
県教委雇用率	2.52%	2.65%	2.68%	2.70%	2.82%

※法定雇用率は5年連続達成しているが、R8.7から法定雇用率が2.9%に引き上げられる予定

●職場・職員からの意見

- ・障がいのある職員の病気の特性や障がいの内容を理解してほしい。
- ・本人の特性を生かした業務分担や苦手部分のフォローを行い、やりがいを見いだせる職場環境が必要。

●定着率※

定着率	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6か月後	1年後	6か月後	1年後	6か月後	1年後
常勤職員 (教員・小中事務)	100.0% [2/2]	100.0% [2/2]	66.7% [2/3]	66.7% [2/3]	100.0% [2/2]	100.0% [2/2]
非常勤職員 (学校業務支援員・非常勤実習助手)	96.0% [24/25]	84.0% [21/25]	87.5% [7/8]	75.0% [6/8]	85.7% [6/7]	85.7% [6/7]

※採用から6カ月経過時点及び1年経過時点の定着率

●課題

- ①職場での理解促進
- ②サポート体制の整備
- ③定着率（特に非常勤職員）の向上

第2期 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（計画期間：R7.4～R12.3）

●基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい社会や「ウェルビーイング」の実現に向け、次の事項を基本的な考え方として位置づけ

- (1)「共生社会の実現」⇒障がい者の社会参画、障がいのある児童生徒等にとってのロールモデル
- (2)「障がい者が働きやすい環境整備」⇒働き方や業務内容、サポート体制の工夫により、障がいの有無にかかわらず個性や能力を発揮

●主な取組

(1)障がい者雇用に対する理解促進

- ・所属長を対象とした研修会の実施
- ・職場における理解促進 等

(2)障がいのある職員一人ひとりに応じた業務の工夫

- ・職場での能力の発揮
- ・各学校の取組の共有 等

(3)サポート体制の整備

- ・職場での相談体制、施設等の整備 等

(4)障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方の工夫・検討

- ・柔軟な勤務形態の検討
- ・職場等における介助や通勤への必要な対応の検討 等

(5)教員の雇用拡充

- ・広報活動
- ・採用者への配慮
- ・特別選考の継続的な実施 等

●目標

①実雇用率…法定雇用率以上

(令和11年6月1日時点)

②採用から6カ月経過時点及び1年経過時点の定着率 …100%

- ・障がいのある職員を対象に、満足度アンケート調査を実施
- 調査結果の推移を定着率に関する進捗管理の参考とする。

7 県立みえ四葉ヶ咲中学校について

1 概要

さまざまな理由により義務教育を修了していない人、または、十分に受けられなかった人等に義務教育の内容を学ぶ機会を提供するため、令和7年4月に県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を開校します。

また、不登校の現役の中学生にも多様な教育機会を確保するため「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の指定を文部科学省に申請しています。

※「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）

不登校児童生徒の実態に配慮して、特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。年間の総授業時間数の低減、体験型学習を多く取り入れるなど、特色ある教育課程が行われている。

コース	夜間中学	学びの多様化学校
対象者	<u>学齢期を過ぎた人</u> 県内に在住・在勤の人で次の要件を満たす人 ・ 義務教育を修了していない人 ・ 義務教育を十分に受けられなかった人 ・ 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人 ・ その他学校長が認めた人	<u>学齢期（中学生）の人</u> 次の要件を満たす人 ・ 不登校、不登校傾向にある中学生
人数	50名程度（全校）	
修業年限	3年（最長9年まで在籍可能）	3年
入学・編入学時期	基本は、4月入学。個々の状況に応じて年度途中も可能。	
教育課程	「夜間中学」として特別に編成された教育課程（年間授業時数700時間程度）	「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程（年間授業時数770時間程度）
特徴	・ それぞれのコースにおける異年齢・異学年の交流学习、交流活動を行うほか、2つのコースの生徒が各教科等で交流学习を行うなど協働的な学びを行う機会を設定する。 ・ 一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、自由進度学習を取り入れた、個に合わせた授業を受けることができる。 ・ 教科等横断型、教科等統合型の探究的な学習やコミュニケーション能力の向上をめざしたソーシャルスキルトレーニングの授業を行う教科を新設する。 ・ さまざまな体験活動ができるほか、健康・レジリエンス教育等を受けることができる。 ・ 生徒が、それぞれの事情に合わせて、学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部（15時半頃～19時半頃）と夜間部（17時頃～21時頃）を設置する。	
生徒への配慮	・ 外国につながりをもつ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業や初期日本語指導を実施する。 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用することで、生徒が適宜相談できるようにする。	

2 開校準備状況

(1)「学びの多様化学校」の申請について

教育課程について、現在文部科学省と協議を進めています。(令和7年3月末頃、指定を受ける予定です。)

(2) 入学・転入学希望状況

現在、入学・転入学希望者を対象として、個別面談及び授業体験を実施しました。令和7年度の生徒募集については、令和7年3月14日締め切りとしています。が、年度途中でも入学・転入学をしていただくことが可能です。

【各コースの入学希望者数状況】(令和7年2月28日時点)

夜間中学コース	34名
学びの多様化学校コース	31名

(3) 施設改修について

令和6年7月より、校舎となる県立みえ夢学園高等学校敷地内にある研修棟の改修工事を行い、必要な教室や保健室、相談室等を整備しました。

(改修工事費用 約2億9千万円)

(4) 学級予定数と教員の配置予定

夜間中学コース3クラス、学びの多様化学校コース3クラスを想定し、次のように教職員を配置する予定です。

- ・常勤教員 14人(校長、教頭を含む)
- ・非常勤講師 1人
- ・養護教諭 1人
- ・事務職員 1人

※その他、業務支援員、スクールカウンセラー等、必要に応じて職員を配置する予定です。

(5) 開校式について

開校式を次のように実施します。

【開校式】

日時 令和7年4月15日(火) 16:15～16:50 受付
17:00～17:50 開校式

3 みえ夜間中学体験教室

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかった方に夜間中学を体験する機会を設け、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するとともに、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和7年度も夜間中学体験教室を実施する予定です。

【会場】 四日市会場：県立北星高等学校

8 特別支援学校の整備について

1 盲学校および聾学校について

(1) 現状

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとし、令和6年度は埋蔵文化財調査等を進めました。

新校舎建築については、令和6年5月および10月に公告した工事に関する入札が不調となりましたが、12月に公告した3回目の入札において落札業者が決定し、年度内に契約の見込みです。

(2) 今後の対応

令和7年度は引き続き建築に必要な木材の調達を行うとともに、新校舎の建築工事に着手します。また、旧城山特別支援学校寄宿舎を3校の共同給食調理場として活用できるよう施設の改修を進めます。

なお、新校舎完成後は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由それぞれの専門性を生かし、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、幼児児童生徒が同世代の友だちと切磋琢磨する機会を設けるなど、自立と社会参画に向けた教育を進めます。

【使用開始時期】

- ・令和9年4月から

2 松阪・南勢地域の特別支援学校について

(1) 現状

特別支援学校玉城わかば学園および松阪あゆみ特別支援学校に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置することとしています。令和6年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築の実施設計を行うとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎の改修について検討を進めました。

(2) 今後の対応

令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修の実施設計を進めます。

【肢体不自由部門を設置する時期】

- ・特別支援学校玉城わかば学園 令和9年4月から
- ・松阪あゆみ特別支援学校 令和10年4月から

3 西日野にじ学園について

(1) 現状と課題

西日野にじ学園は、児童生徒数の増加に対して教室に余裕がないため、隣接する旧四日市市立児童発達支援センターあけぼの学園の園舎を四日市市から譲り受け、内部改修を行い、有効活用して対応しています。次年度以降も児童生徒数の増加が見込まれているため、教室確保に向けた早急な対応が必要です。

また、西日野にじ学園は、四日市市、朝日町、川越町、菰野町を通学区域としていますが、学校は四日市市の南部に位置することから、四日市市北部や朝日町、川越町から公共交通機関等を利用して自主通学する生徒は通学に時間を要しています。

【西日野にじ学園の児童生徒数の推移】 (単位：人) (毎年5月1日現在)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学部	44	44	55	66	72	88	97	109	111	116
中学部	51	51	52	51	57	50	51	45	62	75
高等部	121	134	132	144	143	147	140	135	131	133
計	216	229	239	261	272	285	288	289	304	324

(2) 今後の対応

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含め、県立特別支援学校の施設の活用、増築等について引き続き検討を進めます。

９ 「本よもうねっとプラン（仮称）」 －第五次三重県子ども読書活動推進計画－最終案について

次期推進計画となる「本よもうねっとプラン（仮称）」（以下「プラン」という。）の中間案について、パブリックコメントや三重県子ども読書活動推進会議における意見をふまえ、別冊３のとおり最終案を取りまとめました。

１ パブリックコメントの実施状況

（１）募集期間 令和６年１２月２０日（金）から令和７年１月１９日（日）まで

（２）意見数 １５の個人および団体の方から５２件の意見をいただきました。

（３）項目別意見数

項 目	意見数
全般	７
K P I（重要業績評価指標）と到達目標	５
第１章 本よもうねっとプランをつくるにあたって	２
第２章 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果と課題	９
第３章 読書活動を取り巻く現状	３
第４章 プランの基本的な考え方	３
第５章 子どもの読書活動推進のための方策	２０
１ 発達段階に応じた読書活動の推進	４
２ 子どもが読書に親しむ機会の充実	１６
（１） 家庭における読書活動の推進	—
（２） 地域における読書活動の推進	４
（３） 学校等における読書活動の推進	１１
（４） 企業等における読書活動の推進	１
第６章 プランを総合的に推進するための体制整備	３
合 計	５２

（４） 対応状況

対応区分	件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	１９
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	１４
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	１９
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	—
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	—
合 計	５２

(5) 主な意見

- ・世界的な目標であるSDGsとの関係について記載したほうが、今後の計画としてふさわしい。
- ・公立図書館である県立と市町立のそれぞれに求められる役割が異なるため、館種ごとの役割を明記してほしい。

2 中間案からの主な変更点

中間案から最終案への主な変更点は次のとおりです。なお、中間案と最終案の新旧対照表は別冊4のとおりです。

(1) パブリックコメントをふまえたもの

- ・「第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって」において、SDGsの5つの目標の達成に寄与することを次のとおり追記しました。(別冊3 2頁)

4 SDGsとの関連

社会全体で子どもの読書活動を応援し、いつも本がそばにある読書環境を実現することで、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。

- ・「第5章 子どもの読書活動推進のための方策」において、地域における読書活動の推進の中の求められる役割に、県立図書館と市町立図書館の役割について次のとおり追記しました。(別冊3 16頁)

(2) 地域における読書活動の推進

①求められる役割

なかでも、県立図書館には市町立図書館などを支援し、広域的な連携体制の中心的な役割が求められ、市町立図書館には住民の身近にあり、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、住民の学習を支援するという役割が求められます。

(2) 三重県子ども読書活動推進会議をふまえたもの

- ・「第4章 プランの基本的な考え方」において、めざす姿に「言葉を学び、創造力を育むとともに」を次のとおり追記しました。(別冊3 11頁)

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて言葉を学び、創造力を育むとともに、感性や情操を磨き、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

3 今後の予定

令和7年3月24日の教育委員会定例会に議案として提出します。議決後は、本冊の配付や県ホームページへの掲載により、市町等教育委員会、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等への周知を図ります。

10 食料自給総合対策調査特別委員会の提言への対応について

1 概要

令和6年3月22日に食料自給総合対策調査特別委員会から、「1 食料の安定供給と食料自給力の向上」、「2 地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進」、「3 農林水産業の後継者・担い手の確保」の3本を柱とする提言をいただきました。

このうち、「2 地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進」の本常任委員会が所管する内容について、令和6年度の取組状況と令和7年度の取組方向をご報告します。

【食料自給総合対策調査特別委員会からの提言】

- ・ 子どもに対する食育は、田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討すること
- ・ 学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うこと

2 令和6年度の取組状況と令和7年度の取組方向

(1) 令和6年度の取組状況

小中学校における食育については、生活科の授業や総合的な学習の時間などを活用し、さまざまな体験的な学習、地域の生産者等による出前授業に取り組みました。

また、農林水産部と連携して、地場産物を活用した食育や学校給食における地場産物の使用について、市町教育委員会や事業者と情報共有しました。

- ・ 地域の生産者等の協力による田植え、稲刈り体験や、国内産米の消費状況、米農家の現状を学ぶ授業の実施。
- ・ 地域の特産品である野菜の栽培、収穫体験や、その食材を使った地元の食文化について学ぶ授業の実施。
- ・ 海の藻場を荒らす未利用魚のアイゴを学校給食で使用するとともに、藻場の保全と資源の有効活用につながる取組を学ぶ授業の実施(志摩市、鳥羽市、伊賀市)。
- ・ 地場産物を使用した学校給食および食育の取組を県HPに掲載し、学校や事業者等と情報共有。
- ・ 栄養教諭や学校給食会等で構成する農林水産部主催の委員会に参加し、そこで開発した学校給食用の新たな地場産物の加工食品を市町教育委員会に紹介。

(2) 令和7年度の取組方向

これらの取組を進めるとともに、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会と情報共有します。また、学校給食での使用に向けた課題等を事業者フィードバックし、改善を提案することにより、取組をさらに推進します。

【食料自給総合対策調査特別委員会からの提言】

- ・ 県内の高等学校において、生産から加工、流通、販売に至る 6 次産業の視点での教育を推進すること

（１）令和 6 年度の実施状況

高等学校では、地域の食文化を理解し、地場産物を有効に活用できる知識や技術を備えた将来の地域産業の担い手の育成につながるよう、さまざまな学習活動に取り組みました。

- ・ 農業学科・水産学科において、生徒が自ら育てた農産物や水産物をジャムや味噌、缶詰等へ加工・販売。
- ・ 農業学科の生徒が育てた農産物から日本酒やジャムを製造するにあたって、工業学科の生徒が製品のパッケージをデザイン・製作。
- ・ 商業学科や家庭学科等において、伊勢茶等の地域特産品の振興や、流通の少ないウツボ等の未利用資源の活用について学ぶとともに、それらの食材を活かした総菜や菓子等の商品を企業と連携のもと開発・販売。

（２）令和 7 年度の実施方針

生産から加工・販売に至る工程それぞれへの理解を深め、課題の発見や解決に取り組む力を育むことができるよう、学校・学科の枠を越えた学習活動の拡充や、農林水産部、地域企業と連携した探究的な学習活動をさらに推進していきます。

3 今後の対応

引き続き、食料自給総合対策調査特別委員会からの提言をふまえ、関係部局や市町、企業等と連携しながら取組を進めてまいります。

11 令和6年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 監査テーマ

教育に関する事務の執行について

2 監査結果と対応方針

教育委員会事務局と県立学校に対し監査が実施され、そのうち22事業と3校の県立学校に、15件の「指摘」と41件の「意見」をいただきました。その内訳は、以下のとおりです。

また、その内容と対応方針は次頁のとおりです。

	指摘	意見
1 学校教育の充実	－	3件
2 教職員の人材確保	－	3件
3 働き方改革の推進	－	4件
4 学校教育に関する不適切な事務の執行		
（1）予算策定	－	2件
（2）契約金額の妥当性	－	7件
（3）契約事務の効率化	－	2件
（4）業務完了検査	3件	－
（5）債権管理	－	3件
（6）システム管理	3件	1件
（7）固定資産管理	4件	1 3件
（8）資金管理	－	1件
5 学校諸費等の取り扱い	5件	2件
合計	1 5件	4 1件

※「指摘」とは、法令や規則等に違反している事項、不当な事項等。

「意見」とは、自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項。

令和6年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
1 学校教育の充実		
(1) 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】		
教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。 県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。	今後も中学校卒業生数が減少し、高校の小規模化やそれに伴う教員配置数の減少が想定される中、学校の場所や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の遠隔授業を実施する必要があると考えています。 令和9年度を目途に、単位認定につながる遠隔授業が実施できるよう、令和7年度は、県総合教育センターにおける配信機器等の整備、関連する条例・規則等の見直し、先進自治体の取組についての調査・研究、遠隔授業のための指導法・教材の準備等に取り組みます。 また、令和8年度には、次年度からの本格実施に向けて、英語検定等の資格取得対策講座や共通テスト対応講座等の課外授業など、遠隔授業を実施する予定です。	○教育政策課(教育改革推進事業費)
(2) 県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】		
SSH支援事業終了後の学校及びSSH指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある様々な取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討することが望まれる。 例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているので参考にされたい。	ふるさと納税制度は、本県にゆかりのある方に、本県の事業を直接応援していただけることから、財源確保の手法として積極的に活用すべきものと考えています。今後、現行のふるさと応援寄附金の活用先に、県立学校応援プロジェクト(仮称)を追加し、県立学校への寄附を集める仕組みを構築することで、県立学校を応援していただける方の思いを一層受け止められるよう努めます。	○教育総務課(高等学校学力向上推進事業費)
(3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】		
水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。 全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。 一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。 今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。	令和7年度には本県で開催される「第44回全国豊かな海づくり大会」において船内披露を行うほか、志摩市教育委員会等と連携した親子乗船体験や、地元小中学校を中心とした実習船見学の機会を設けるとともに、四日市港における船内披露及び船内での学校説明会等を実施する予定です。 また、災害に備えKDDIや志摩市、志摩市教育委員会等と連携し、実習船「しろちどり」を活用した防災訓練を実施する計画です。 今後も、実習船「しろちどり」の積極的な活用を進め、水産高校の魅力を発信していきます。	○高校教育課(実習船運営費)

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
2 教職員の人材確保		
(1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】		
令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。 教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。 そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。 なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。	早期退職者募集制度は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、退職者を募集する制度であり、募集するかどうかについては、毎年度判断してきたところです。 昨今、教員採用試験受験者が減少するなど、人材確保の課題が深刻な状況となっています。このため、人材確保の取組として、教員採用試験の実施時期の早期化、受験要件の見直しを図るなど、採用面での取組を進めるとともに、働き方改革の推進など、採用後の教職員がやりがいを持って長く働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいるところであり、一人でも多くの教職員が定年まで安心して働き続けていただく必要があります。 こうした状況をふまえ、令和6年度は早期退職者の募集を行いませんでした。	○教職員課（教職員退職手当）
(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】		
教職員や非常勤教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。 県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。	教職員を退職される方については、県立学校及び公立小中学校等において、退職の際に在籍していた学校の校長から今後講師として働いていただけるよう名簿への登録を働きかけているところです。 加えて、県立学校については県教育委員会が、公立小中学校については地域ごとに当該の市町等教育委員会が、退職時に講師登録の意思が明確でない方についても、退職した教職員としてリスト化し、退職後一定の期間を経た後、リストをもとに講師登録等についての声かけを随時行っているところです。地域外での登録等を希望される方については、市町等教育委員会と県教育委員会が連携し、登録などを円滑に行えるように進めているところです。 また、「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」等を対象に、再び教員をめざそうとする際の疑問や不安を解消する機会として相談会を実施しています。 引き続き、あらゆる視点から教員の人材確保に取り組んでいきます。	○教職員課（教職員退職手当）

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
（３）非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】 非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。 退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。		
	教員の人材確保に向けた取組の一環として、「教員免許保有者で教員として働いた経験がない方」「教員として勤務した経験があり、再び学校で働きたいという希望を持つ方」「これから教員免許を取得し、三重県の公立学校で教員を目指す方」を対象とした「みえの未来の先生」相談会を計５回実施し、91名に参加いただきました。今後、同様の相談会を実施する際には、多くの方が参加していただきやすいよう実施方法を検討していきます。	○教職員課（高等学校報酬等）
３ 働き方改革の推進		
（１）みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】 みえスタディ・チェックが開始してから10年以上経過し、その間にGIGAスクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。		
	みえスタディ・チェックの問題作成からCBTシステムでの問題提供及び結果分析までの作業工数と作成物を確認するとともに業務委託が可能な作業内容等を精選し、業務委託に向けた検討を進めていきます。	○学力向上推進プロジェクトチーム（学力向上推進事業費）
（２）電話対応時の録音機能の活用について【意見】 学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。		
	各校の状況を踏まえ、電話対応時の録音機能の導入を進めるため、令和７年度当初予算案に必要な経費を計上しております。	○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）
（３）スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】 スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。 データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。 県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。		
	スクール・サポート・スタッフとなる人材の求人は各学校で行っていることから、保護者や地域住民への周知・協力について、学校のホームページへの掲載や、学校運営協議会、PTA総会等の機会も有効に活用するよう各校に働きかけます。 また、教員養成を担う県内大学と連携した取組の枠組みを活用して、大学生への情報提供を行います。	○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(2) 契約金額の妥当性		
ア 適切な予定価格の設定について【意見】		
総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望ましい。	過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後もより一層効率的な執行に取り組みます。	○研修企画・支援課 (総合教育センター管理運営費)
イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】		
特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。	今後も入札を行う際は、競争性・公平性が確保された入札となるよう、十分検討していきます。 また、学校情報ネットワーク事業の調達については、今後も引き続きRFI等により仕様を見直し、参加できる事業者が少数に限定されない競争性・公平性の高い入札となるように努めます。	○学校経理・施設課 (特別支援学校施設建築費) ○教育総務課(学校情報ネットワーク事業費)
ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】		
予定価格が10万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができるが、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。 公平性の観点から、随意契約を10万円未満に分けて発注していないことが証明できる書類を保管することが望ましい。 また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げる可能性があるか検討することが望ましい。	過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後はスケールメリットをいかした発注の検討も含め、より一層効率的な執行に取り組みます。 久居高等学校において、同一事業者との同種複数契約を行う際には説明責任を果たすとともに、計画的な工事の施工に努めます。	○研修企画・支援課 (総合教育センター管理運営費) ○久居高等学校
エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】		
スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。	スクールバスのリースに関しては、バスを借りる期間や、車両の維持管理に関する経費、リース契約終了後の車両の取り扱いなど、様々なパターンがあり、その契約内容により、トータルコストに差が生じると考えられるため、経済的合理性について比較を行い、今後の調達方針について、他県の状況等も参考にしながら検討を始めます。	○特別支援教育課 (特別支援学校スクールバス整備事業費)
オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】		
特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は40,000円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は59,400円となり、仮に1年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。	広告掲載収入が業務委託料を下回ることがないよう検討し、「三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載要綱」について、令和7年度中に必要な改正を行い、令和8年度広告募集分から適用できるよう準備を進めます。	○特別支援教育課 (特別支援学校スクールバス等運行委託事業費)

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(3) 契約事務の効率化		
ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】		
消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11地区に分けて点検業務を委託しているが、令和5年度の委託先は3社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。	令和7年度の消防用設備等点検・報告業務においては、契約事務の効率化の観点から、エリアも含めた仕様の見直しを検討することとします。	○学校経理・施設課 (財産管理事務費)
イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】		
県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。 契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。	今後の契約を更新する際には、学習活動の影響を考慮しながら、可能な限り各校の契約日を合わせる等、契約事務の効率化を検討します。	○高校教育課（情報教育充実支援事業費）
(4) 業務完了検査		
ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】		
特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。 また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認すべきである。	特別支援学校給食配送業務委託において、該当校には、委託事業者に注意喚起を行うとともに、契約が確実に履行されていることを確認するため、委託事業者提出を求めている書類については、チェックシート等を作成し、不備や提出漏れがないか必ず確認を行い、提出させるよう伝えました。なお、令和6年度からは、業者所有の車両による配送に変更しています。 また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、委託事業者に未提出分の研修報告書の提出を求めました。併せて、研修実施後は速やかに報告書を提出するよう依頼しました。 令和6年度は、委託事業者から提出された年間研修計画書に基づき、提出すべき報告書と時期のチェックリストを作成し、委託事業者と報告書提出の進捗状況を共有して提出を求めました。(令和6年度に実施分はすべて提出済みです。)	○特別支援教育課 (特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費) ○松阪あゆみ特別支援学校
イ 業務完了報告書受理後10日以内の検査の実施について【指摘】		
特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第9条（検査）において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10日以内に検査を行うものとされているが、10日以上経過した日付で検査が行われているものがあつたため、10日以内に完了できるよう留意すべきである。	指摘を受け、該当校には、委託業務が完了し、業務完了報告書を受理した際は、三重県会計規則に従い、10日以内に検査を実施するよう、注意喚起を行いました。	○特別支援教育課 (特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費)

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(5) 債権管理		
ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】		
進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和5年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が16,936,567円（1,442件）、大学等進学資金貸付金が2,907,000円（47件）であり、回収金額より回収コストの方が高くつく可能性がある。 債権管理要綱第7条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま3年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。	貸付金の未収金となっている債権回収対策として、納期限までに納付しない債務者に対して督促状や電話により返還を促し、必要に応じて戸別訪問することにより当該債権に関し3年以上返還に応じない債務者はありません。 ご意見を踏まえ今後も1回の返還額を増やしてもらうなど回収コストの削減を図りながら債務者に対し返還を完了していただくよう取り組んでいきます。 また、3年以上返還に応じない債務者が出てきた場合は、要綱に基づき法的措置についても検討していきます。	○人権教育課（進学奨励事業費）
イ 債権放棄の検討について【意見】		
滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成15年度のものであり、貸付開始から30年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和5年度末時点の未収金残高は、51,321,273円（783人）である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。	債権放棄を行うにあたり、原則として地方自治法96条1項10号に基づき議会の議決を要するところ、当県では三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（以下、「同条例」という。）14条に基づき一定の基準を満たす場合、知事による放棄を可能としています。 回収不能債権については、同条例14条の要件を満たしている債権であるか随時確認を行ったうえで、該当する債権があれば適切に放棄を進めていきます。	○教育財務課（高等学校等進学支援事業費）
ウ 債権回収方法の多様化について【意見】		
県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い（コンビニ払い・銀行払い）の2種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。	当県では令和8年9月を目途に、先行して二次元コード決済による公金収納の導入を進めている「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）」における、二次元コード決済の利用状況等を見つつ、奨学金返還金においても導入が可能かどうか検討していきます。	○教育財務課（高等学校等進学支援事業費）

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(6) システム管理		
ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】		
教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっていたため、形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。 また、ネットワーク及びPCへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3パスワードの管理」に定める1年に1度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が2023年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。	教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、システムへのユーザー登録の際に管理者側で設定する初期パスワードが三重県情報セキュリティポリシーに規定する基準を満たさないものとなっていたとの指摘があったことを受け、令和6年8月9日付けでユーザー全員に三重県情報セキュリティポリシーに沿ったパスワードに変更・管理を行うよう通知しました。今後新たにユーザー登録を行う際には、規定に沿った初期パスワードを付与するとともに、各ユーザーにおいても適切に取り扱うよう求めています。 また、ネットワーク及びPCへのログインパスワードについては、「三重県電子情報安全対策基準」の見直し状況にあわせて、適切に管理していきます。	○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費） ○教職員課（教職員人事管理システム運営費） ○松阪あゆみ特別支援学校
イ EDRのログの分析について【意見】		
サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるようEDR（Endpoint Detection and Response）が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。 導入されたEDRでは不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。	蓄積されたアクセスログ・操作ログを分析し、外部からの攻撃・不正な侵入の試みのほか、ファイル・フォルダ類の扱いが適正に行われているか、ユーザーによる設定ミスなどがないかなどを検知し、個人情報保護等のセキュリティ対策のための手法について確立するように調査検討を進めます。	○教育総務課（学校情報ネットワーク事業費）
(7) 固定資産管理		
ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】		
水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。	消防用設備点検において、早急に改善が必要と判断された箇所については、必要な予算を確保したうえで迅速に対応していきます。	○水産高等学校

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】		
特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を越えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。 総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。 特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。 学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起らないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。	各県立学校における空調設備については、機器更新や保守点検の必要時期等を十分に把握し、適切な管理を行い、急な設備更新が発生しないよう計画的に設備更新できるように努めます。また、水産高等学校の老朽化については、状況を確認のうえ、県立学校全体の状況もふまえ、優先順位をつけて対応していきます。 総合教育センター施設の老朽化については、優先順位をつけて速やかに対応します。水産高等学校の水回りの漏水を含む老朽化については、学校内で優先度を検討し、必要な予算を確保したうえで改修工事を行うなど、適切な施設管理に努めます。 特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検とあわせ、運行開始前の点検を十分に行い、児童生徒の安全性の確保に努めます。 学校給食の備品については、財務会計システムの情報をもとに、購入後の経過年数やメンテナンスの状況の調査を行います。その後、作成した更新計画を基に、耐用年数を大幅に超過したものについて備品更新を促す等、異物混入の未然防止に取り組みます。	○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費） ○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費） ○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費） ○保健体育課（県立学校給食の衛生・品質管理事業費） ○水産高等学校
ウ 現物の無い資産について【指摘】		
物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新する必要がある。 ・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されていないもの	毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう校内で周知徹底し、適正な管理に努めます。	○水産高等学校

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】		
物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新することが望まれる。 ・保管場所を変更した際に登録を変更していないもの ・物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なるもの ・5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録されているもの ・利用見込みが不明なもの	各学校において、適切かつ効率的な備品管理に努めてまいります。 久居高等学校において、消耗品相当の物品を備品登録する際には効率的な管理となるよう、その必要性を見極めて慎重に判断していきます。なお、5万円未満の消耗品については、所属の長が必要と認める場合は備品として登録可能であるため、今後も管理が必要かどうかについて判断していきます。利用見込みが不明なものについては、先ず整理整頓を進め、そのうえで校内で不要と判断したものについては廃棄・再利用も含め適切に対応していきます。 水産高等学校において、毎年度実施している備品チェックにおいて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう校内で周知徹底し、適正な管理に努めていきます。 松阪あゆみ特別支援学校において、指摘を受けた備品について、財務会計システムの保管場所名称を設定し、修正しました。校内で「備品移動報告」の様式を定め、教員が教育活動において使用する備品等の保管場所を変更した場合は事務室へ報告するように周知し、備品の保管状況の把握に努め、物品管理状況一覧表を実態に合わせて更新していきます。	○久居高等学校 ○水産高等学校 ○松阪あゆみ特別支援学校
オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】		
借上物品やプロジェクターに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管するべきである。また、プロジェクターについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。	借上物品については、物品標示票の素材をはがしやすいものに変え、それを貼付することを検討します。 松阪あゆみ特別支援学校において、備品を購入した際は、担当事務職員が物品標示票を貼ることを徹底するとともに、貼ったことを別の事務職員が確認することとします。また、年に1度実施している一斉備品確認の際には、物品標示票が貼付されているかどうかの確認をもれなく行うよう、点検者に周知徹底します。	○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費） ○松阪あゆみ特別支援学校
カ 備品の実地棚卸について【意見】		
総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。	実地棚卸に関するルールを定め運用していくことを検討します。	○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(8) 資金管理		
ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】		
松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。 一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。	指摘を受け、資金前渡が必要な場合に教員から事務室に提出している「現金支払依頼書」に受領確認欄を追加し、現金授受の記録をとるようにします。	○松阪あゆみ特別支援学校
5 学校諸費等の取り扱い		
(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】		
令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。 保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。 そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。	生徒会会則において、会計期間を制定するための改定を行い、適正な会計処理に努めます。	○水産高等学校
(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】		
令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。 学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。 また、原則、支出した年度の費用として処理する必要がある、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。	久居高等学校において、学校諸費等に関する事務手続において、保護者に疑問を持たれることがないように、領収書受領時に形式に不備がないか適切に確認を行います。 水産高等学校において、支出関係書類チェック表の導入など、「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づき、適正な会計処理に努めます。	○久居高等学校 ○水産高等学校

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
（３）生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】		
備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。 そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。	三重県会計規則に基づく備品管理に準じた管理方法の導入など、適正な備品管理に努めます。	○水産高等学校
（４）私費会計処理の効率化について【意見】		
学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。 効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。	ご意見いただいた方法も含めて、次年度以降の各学部の会計の処理について、効率性の観点からの見直しを行うことを検討していくこととします。	○松阪あゆみ特別支援学校
（５）「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】		
令和５年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者２名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。 教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。 そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第１項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。	「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査結果を学校経理・施設課に報告する際の決裁ルートに事務職員を加えることで、点検結果の記載状況について、さらに確認できる体制とします。	○松阪あゆみ特別支援学校
（６）学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】		
各県立学校では要領第10条第１項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。 なお、（２）に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。	令和７年度の「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査における「学校諸費等検査結果表」には、部活動費に関するチェック項目及び会計書類等の内容に不備がないかの確認項目を追加することを検討します。	○学校経理・施設課（高等学校運営費）

12 審議会等の審議状況について（令和6年11月21日～令和7年2月16日）

1 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	令和6年度三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和7年1月20日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 澤田 博文 委 員 赤尾 時寛 他11名 (うち出席者13名)
4 諮問事項	令和7年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から県立特別支援学校への就学が適切であると判定を受けた幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度、観察・相談調書および学校指定に関して審議しました。 審議の結果をもとに、三重県教育委員会に対して、206名の幼児・児童・生徒の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定：令和8年1月中旬

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第2回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和6年12月26日
3 委員	座長 池山 敦 委員 辻村 勝彦 他5名（うち出席者6名）
4 諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5 調査審議結果	事務局から、令和6年度の社会教育推進体制整備事業の取組を報告するとともに、令和7年度に向けて、社会教育関係者ネットワーク交流会（以下「交流会」という。）および情報発信等について、ご審議いただきました。 【主な意見】 ① 令和7年度の交流会については、「地域の社会教育の活性化」と「次代のキーパーソンとなる人材育成」という開催の目的を的確に捉え、主催者側がしっかりとした意識を持って進めることが大切である。 ② メールマガジンにおける情報発信について、頻度や情報量など、担当者に過度の負担がかからないよう、取り組みやすい方法で行うことが必要である。 ③ 市町の社会教育の取組を支援するため、次年度は、県社会教育委員がよりきめ細かく市町と連携していきたい。
6 備考	次回開催予定：令和7年2月28日（開催済み）